

第37回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議  
事 項 書

令和3年5月28日（金）

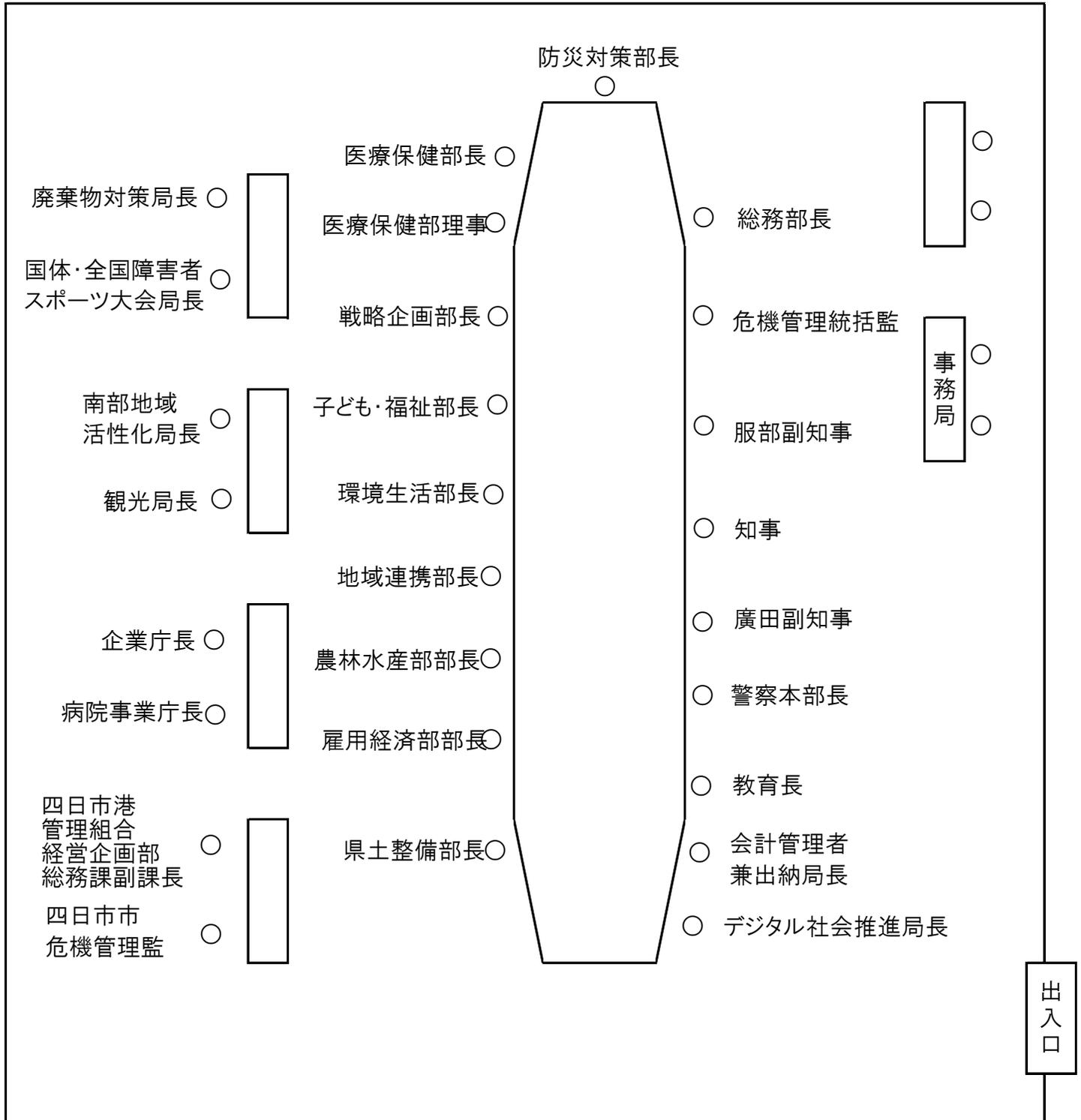
15時00分～15時20分

3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県まん延防止等重点措置」について
- 3 「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について
- 4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.11」  
の一部改訂について
- 5 各部からの報告事項
- 6 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第37回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(5月28日)座席表

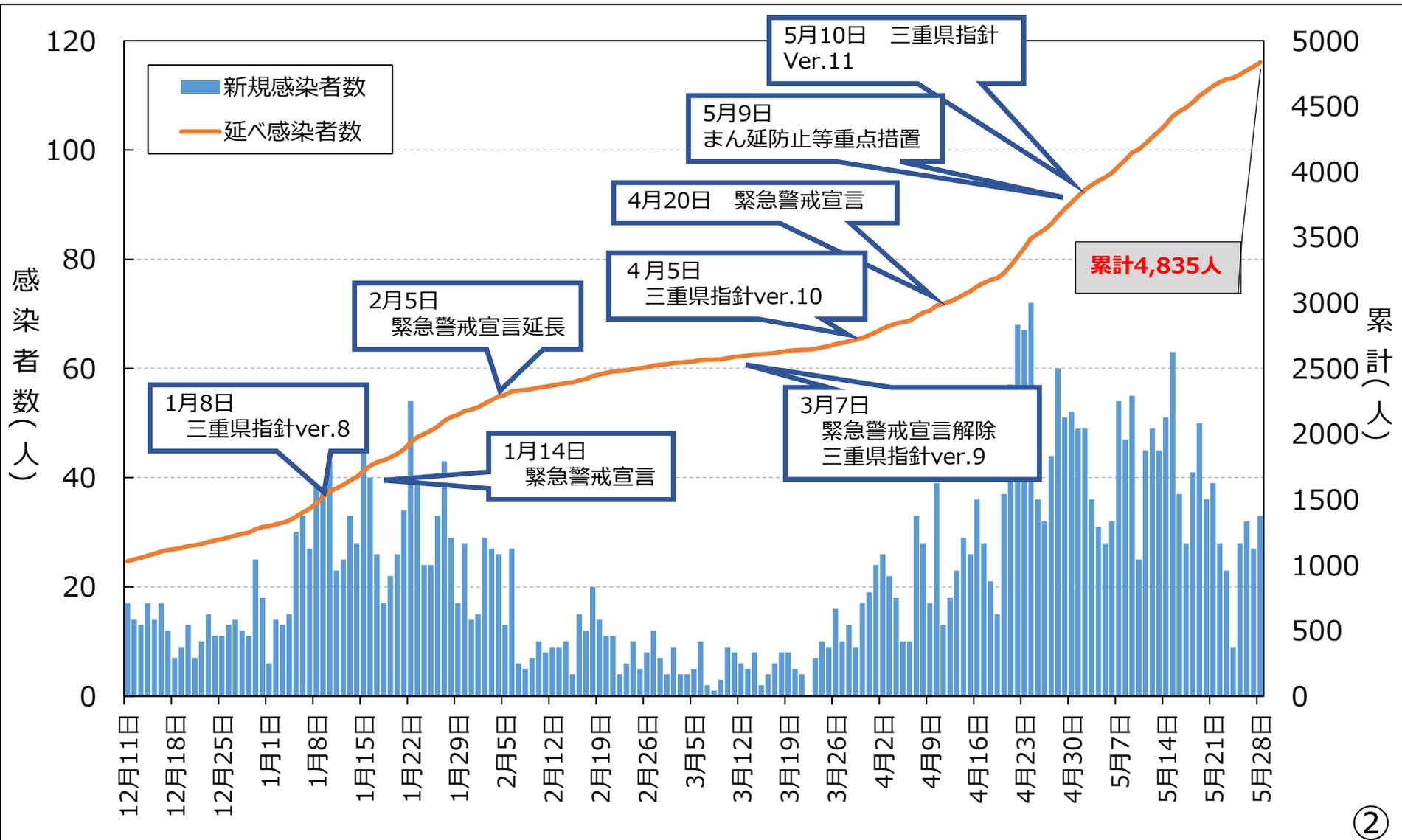


# 新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

※5/22~5/26は暫定値（5日分の件数で集計）

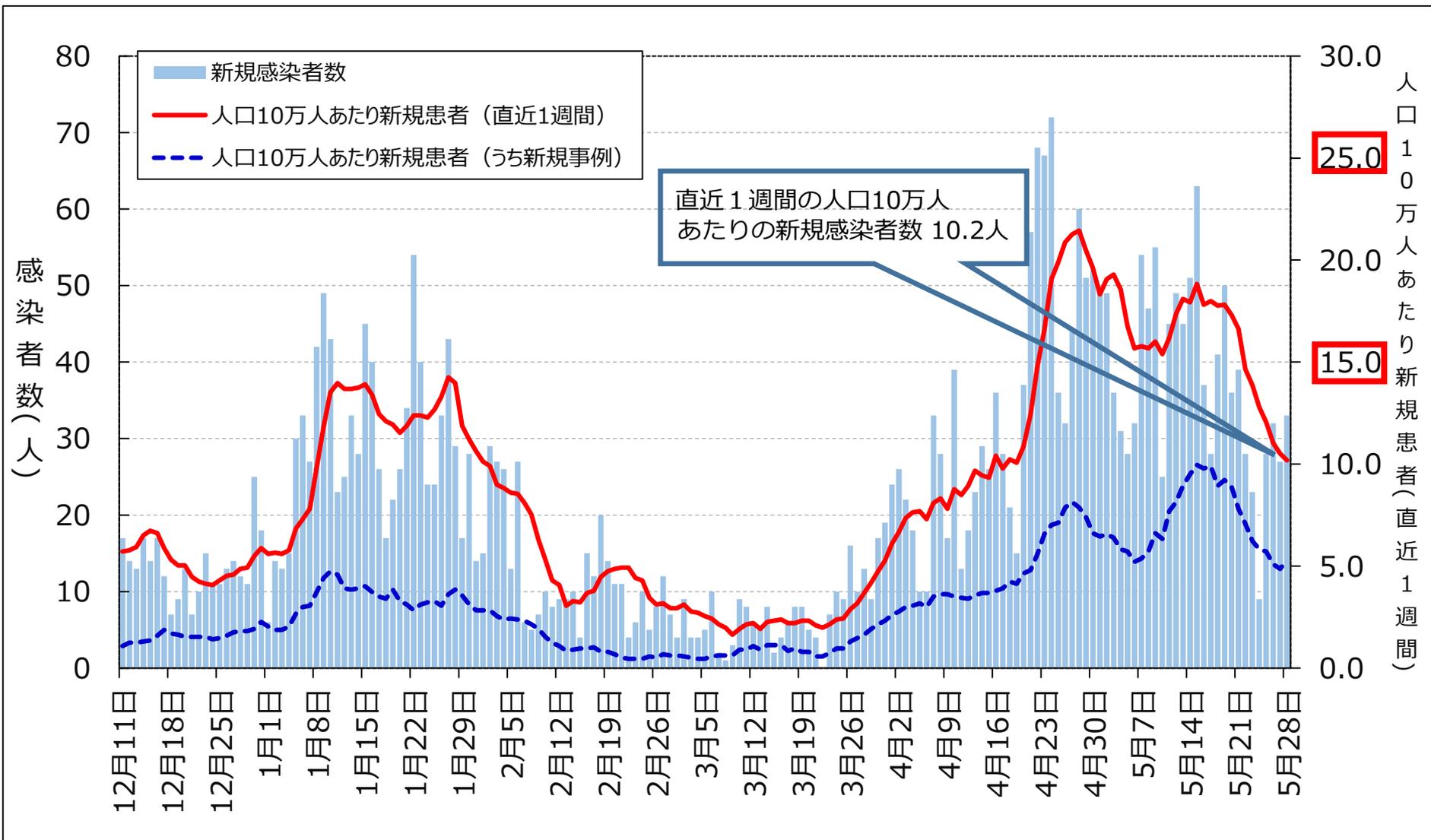
# 県内患者発生状況 (n=4,835、R3.5.28時点)

- ◆新規感染者数は、4月以降高水準で推移、5月中旬以降は減少傾向
- ◆5月28日の新規感染者数は33人

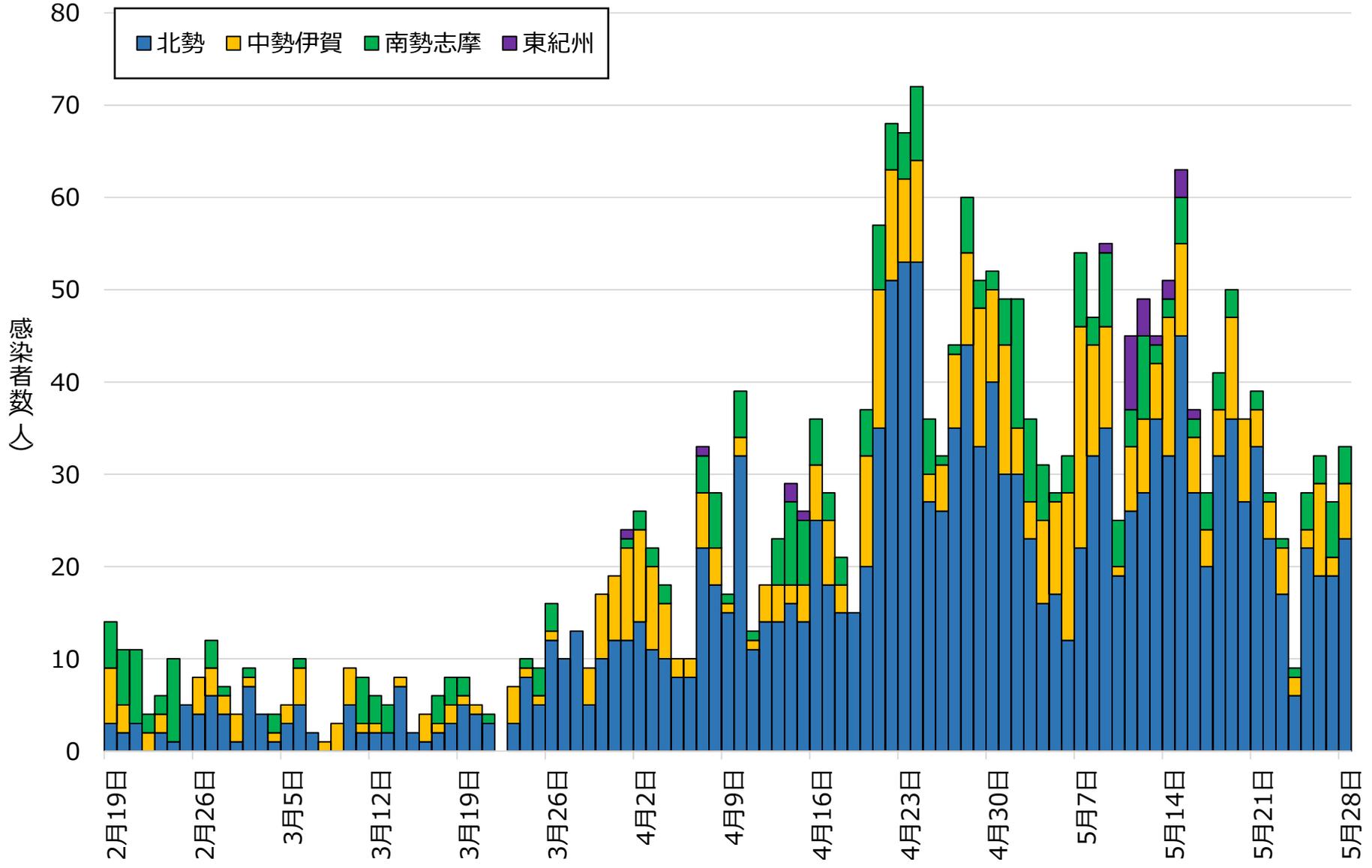


# 県内患者発生状況 (n=4,835、R3.5.28時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者は、**10.2人**で減少傾向



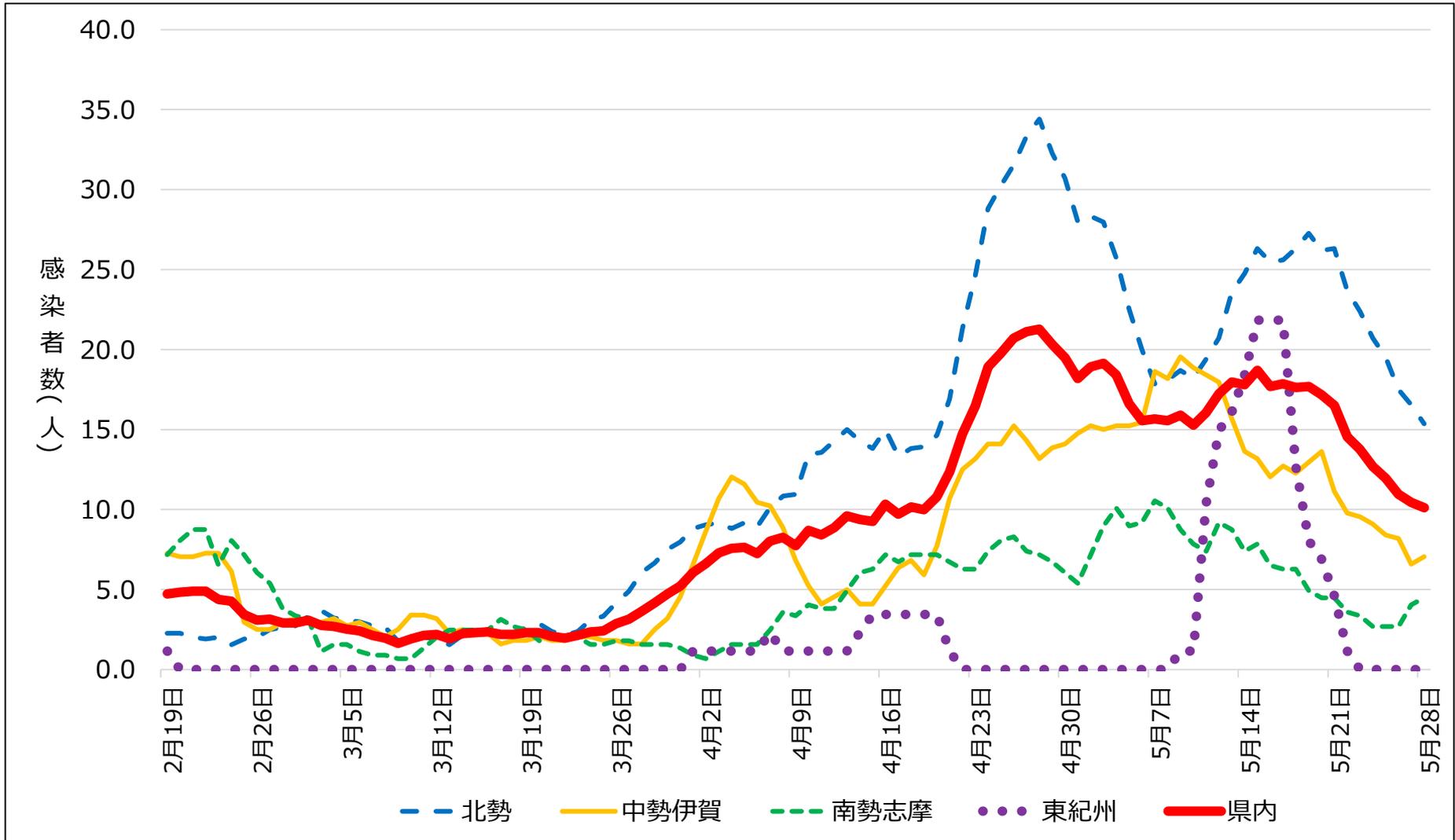
# 医療圏別患者発生状況 (R3.5.28時点)



# 医療圏別患者発生状況（R3.5.28時点）

## ◆北勢圏域の患者発生状況は4月以降、高い水準

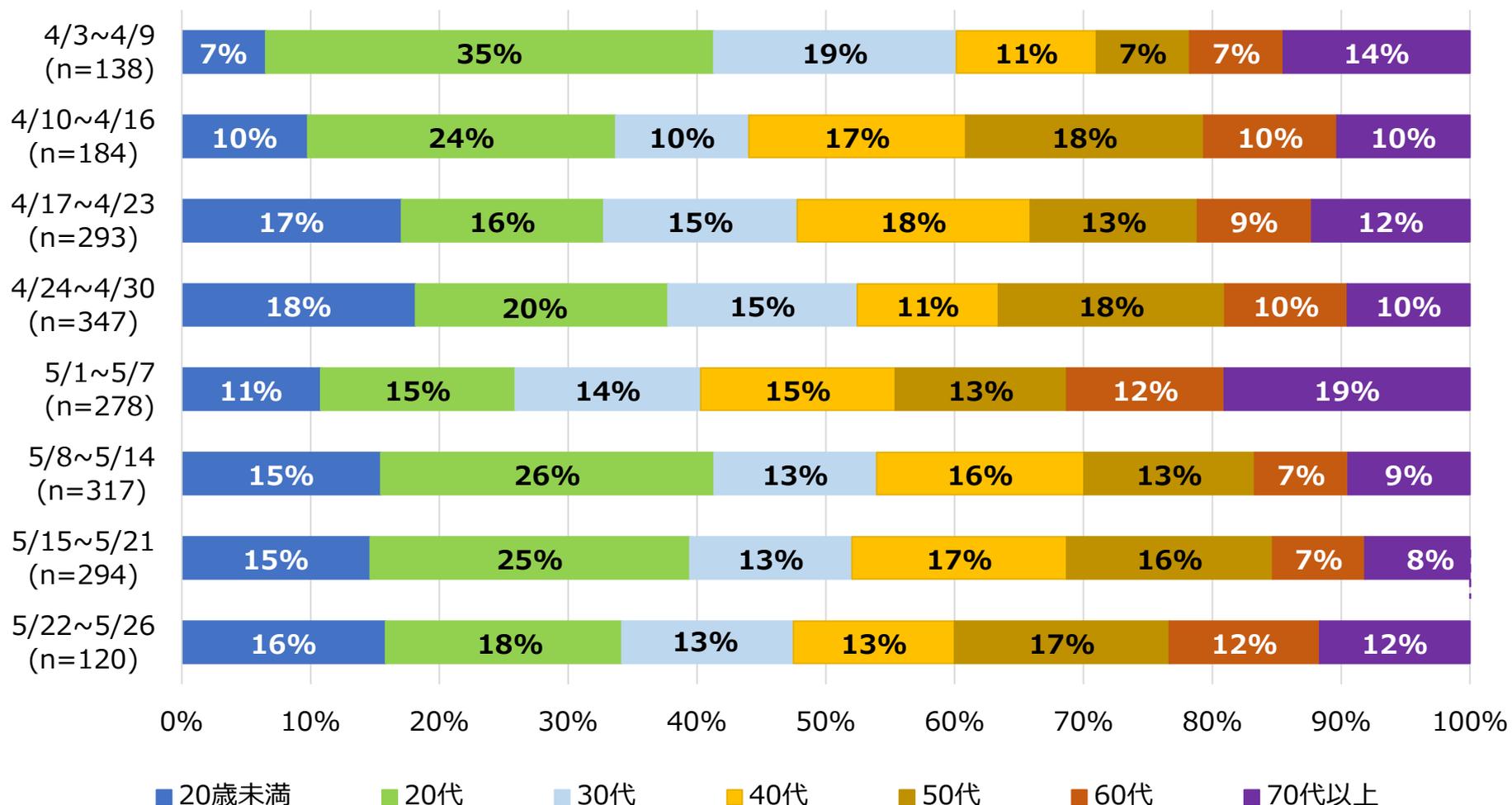
人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）



# 年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：4/3~5/26(n=1,971)

## ◆特定の年代に偏らず、幅広い年齢層で発生



※5/22~5/26は暫定値（5日分の件数で集計）

※ 再陽性事例を除く

# 感染経路等に関する状況 (週別内訳)

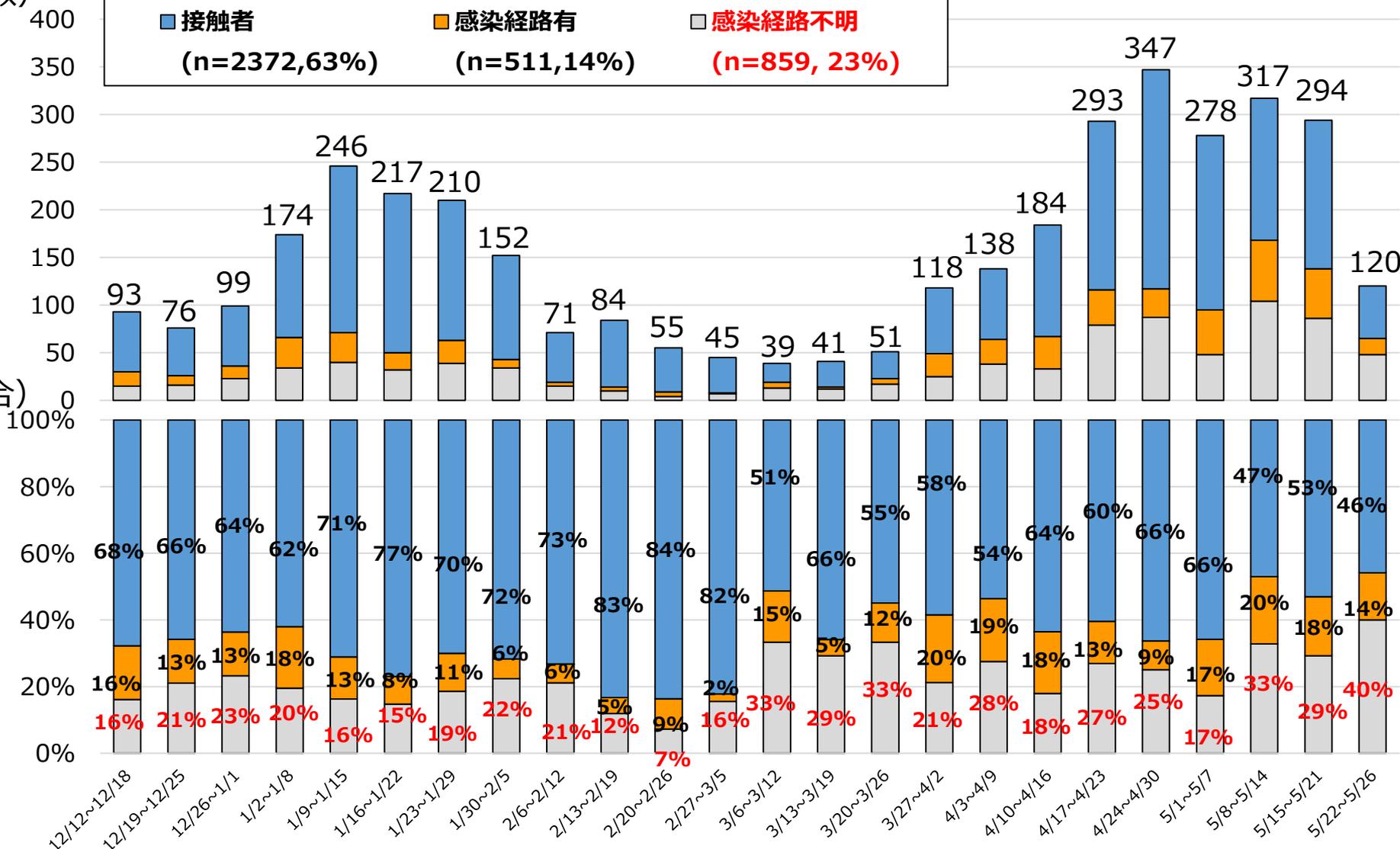
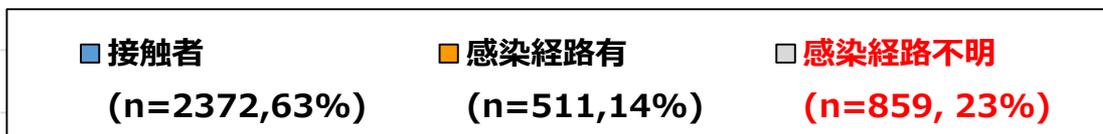
集計期間 : 12/12~5/26(n=3,742)

※直近24週

## ◆感染経路不明率は、30%前後で推移

(件数)

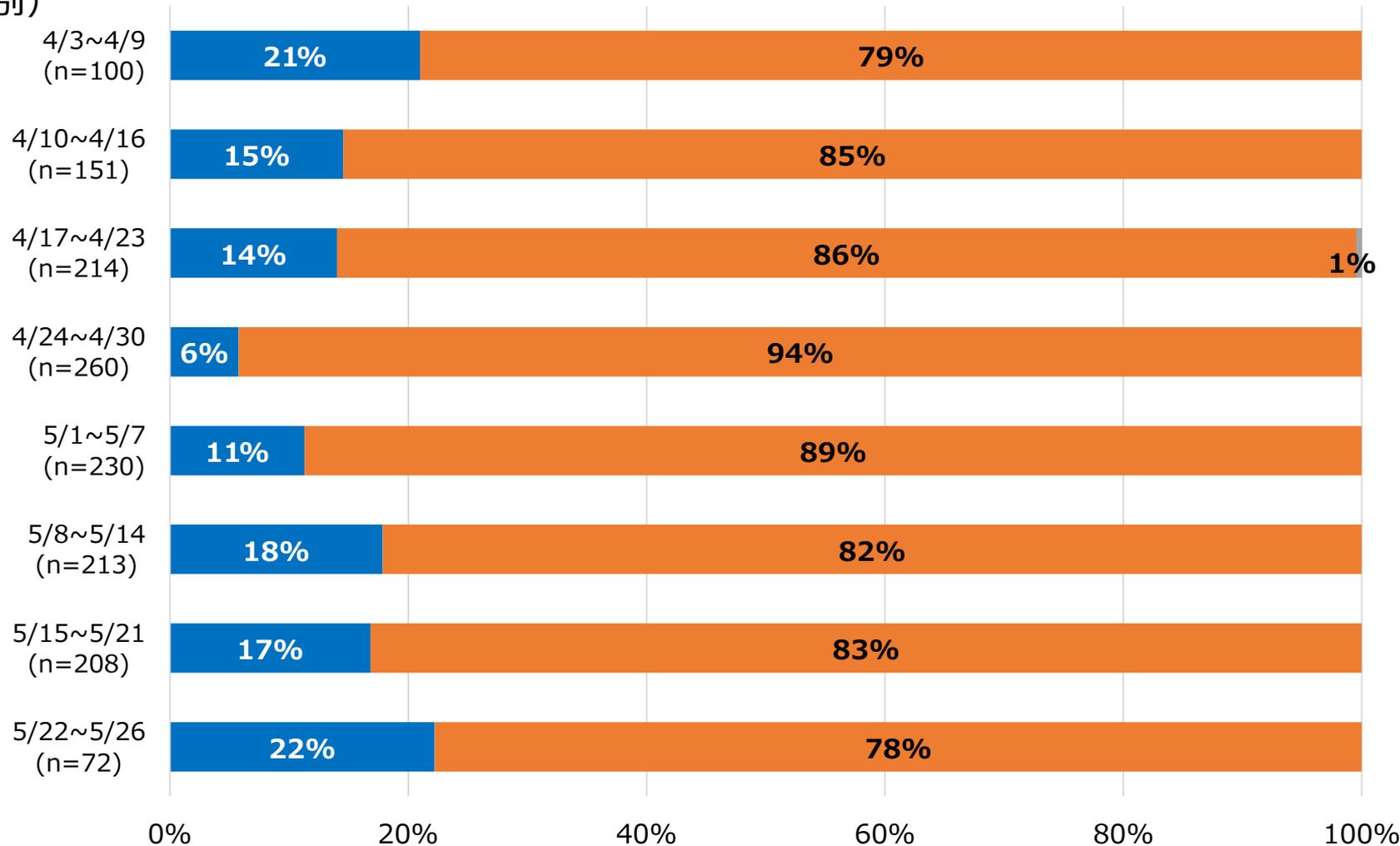
(割合)



※5/22~5/26は暫定値 (5日分の件数で集計)

## ◆ 県外由来の割合は、5月に入り増加傾向

(県内外別)



※5/22~5/26は暫定値 (5日分の件数で集計)

■ 県外

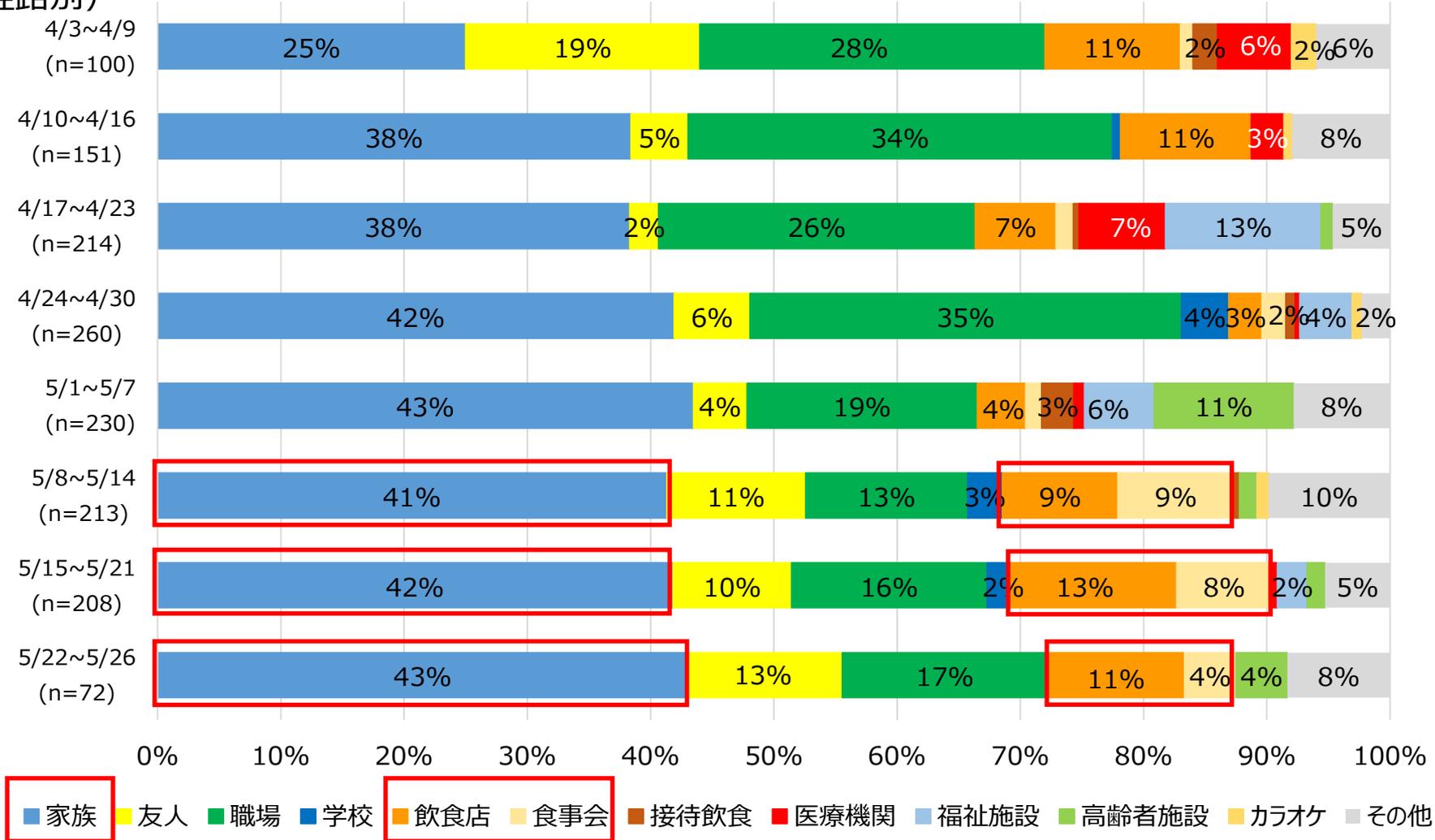
■ 県内

■ 国外

# 感染経路の詳細 (経路不明を除く) 集計期間4/3~5/26(n=1,448)

- ◆ 家庭内感染が約 4 割を占める状況が継続
- ◆ 飲食店・食事会の割合は、20%前後で維持

(経路別)

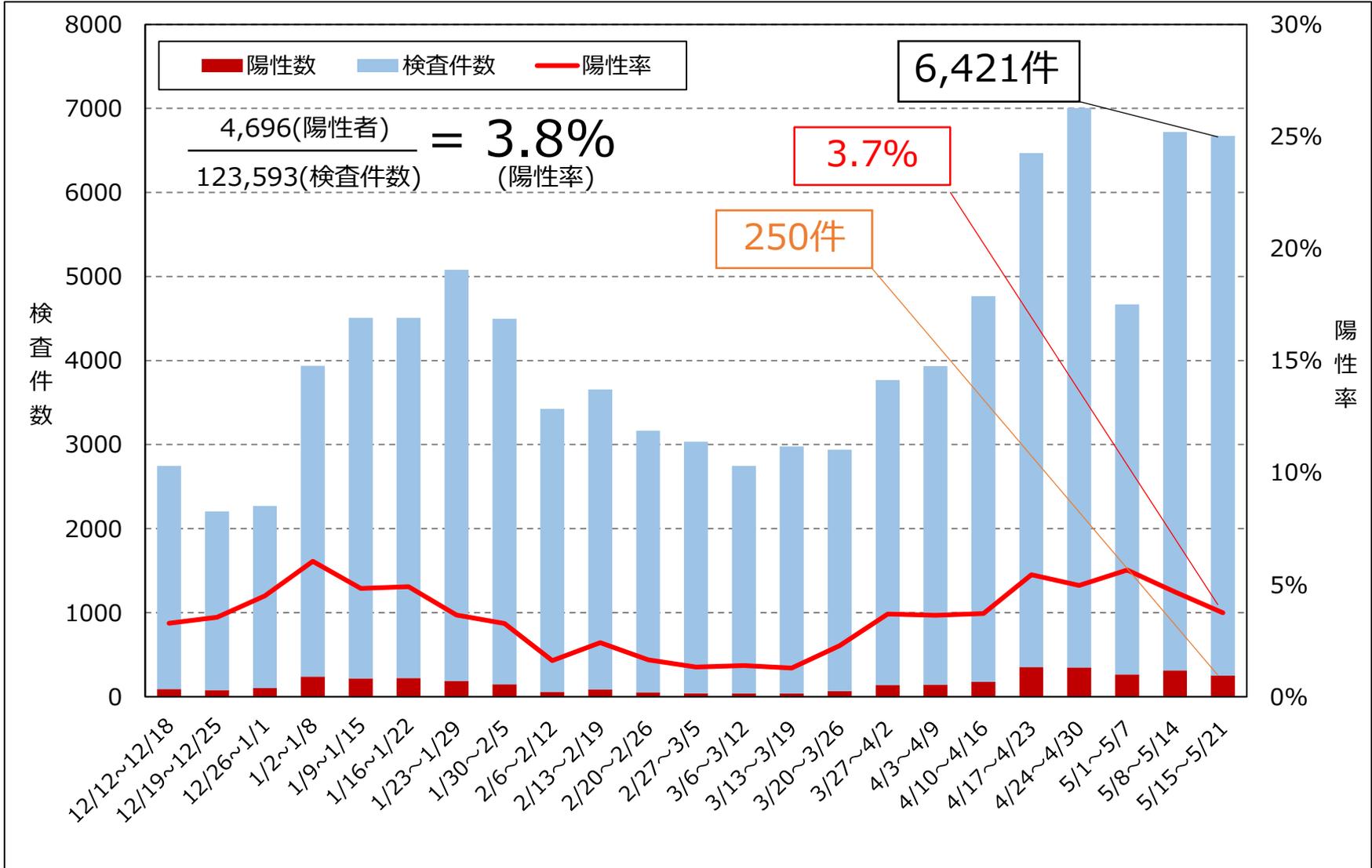


※5/22~5/26は暫定値 (5日分の件数で集計)

# PCR等検査件数・陽性率

集計期間：1/30~5/21 (n=123,593)

## ◆直近週のPCR等検査は**6,421件**実施、**陽性率は3.7%**

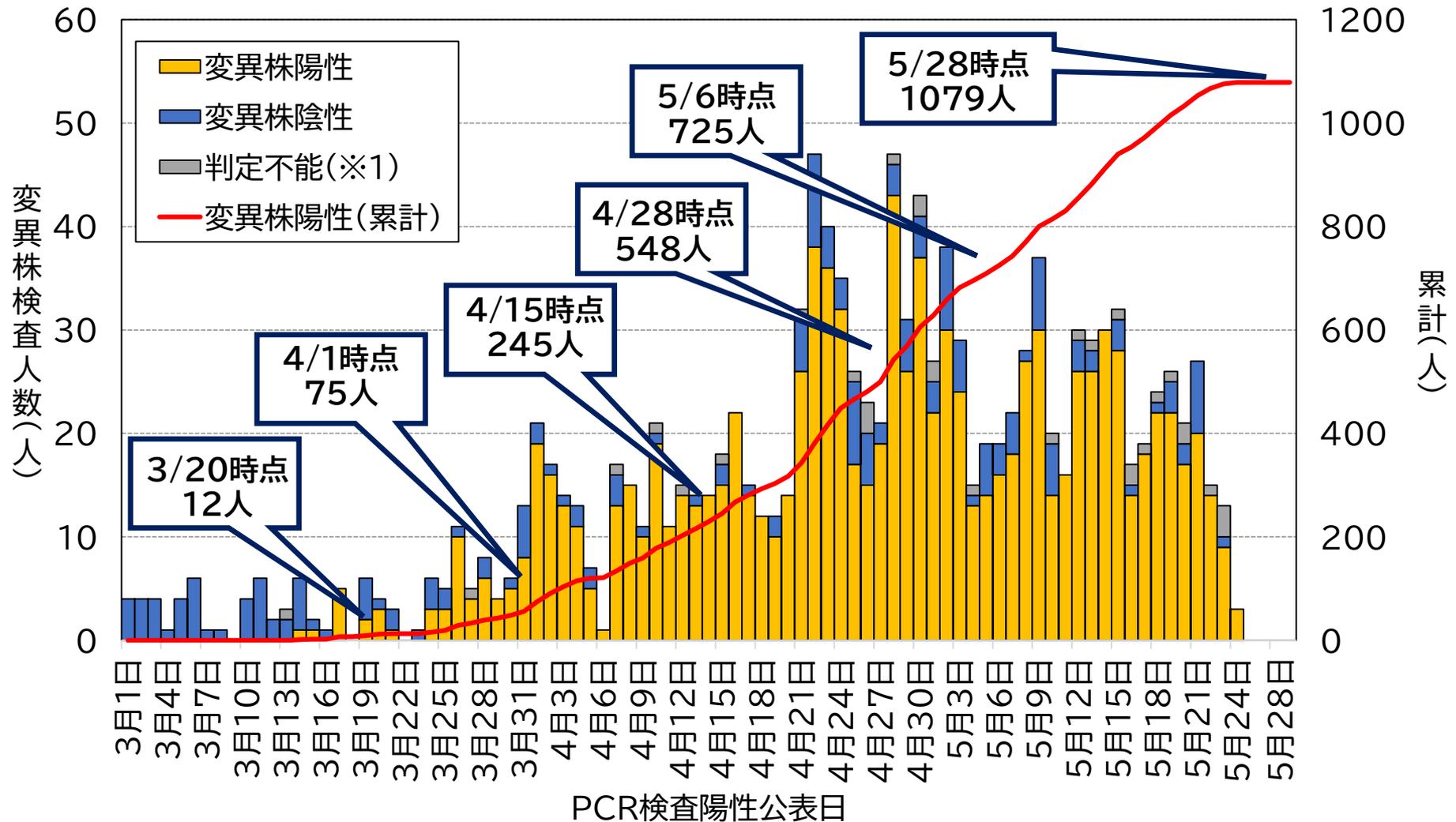


※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

# 変異株陽性者発生状況 (n=1079, R3.5.28時点)

◆ 3月下旬以降、**変異株陽性者数が急増**

◆ 5/17~5/23公表分の変異株陽性率は**84%**

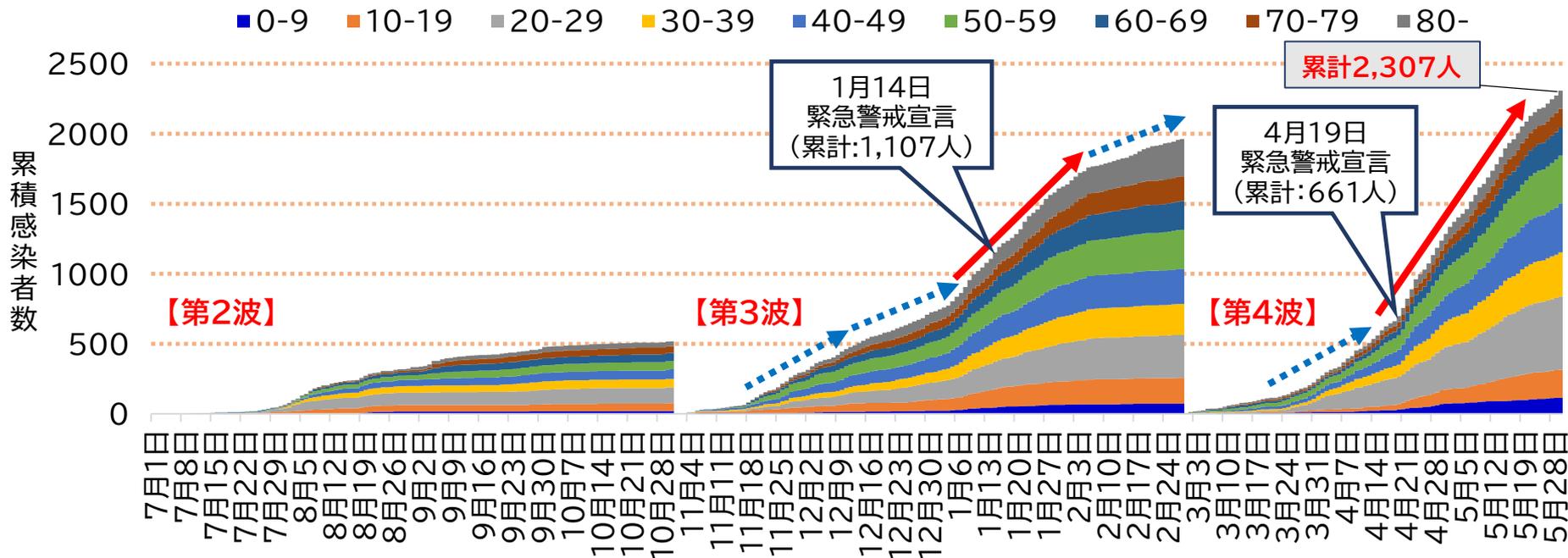


※1:検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。

# 期間別累積感染者数推移(R3.5.28時点)

◆第4波（R3.3.1以降）の累積患者数は**2,307人**

◆1日あたり感染者数は、4月下旬以降**45人程度で推移**、5月下旬以降減少傾向

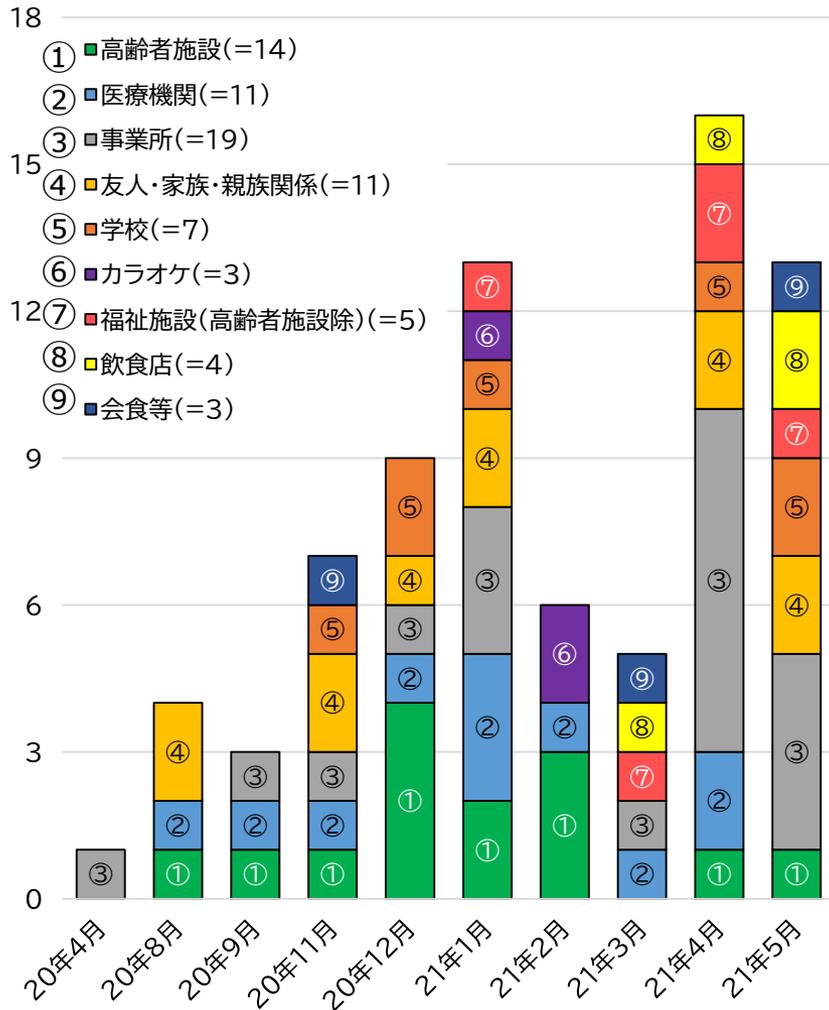


累積感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数
0-100	7/1-8/4	34日	2.9人/日	11/1-11/19	18日	5.6人/日	3/1-3/19	18日	5.6人/日
101-500	8/5-10/16	73日	5.5人/日	11/20-12/14	25日	16.0人/日	3/20-4/13	25日	16.0人/日
501-1,000	累計(7/1-10/31): <b>519人</b>			12/15-1/11	28日	17.9人/日	4/14-4/26	13日	<b>38.5人/日</b>
1,001-1,500				1/12-1/27	16日	<b>31.3人/日</b>	4/27-5/7	11日	<b>45.5人/日</b>
1,501-2,000				累計(11/1-2/28): <b>1,963人</b>			5/8-5/18	11日	<b>45.5人/日</b>
2,001-							<参考> 5/22-28... <b>25.7人/日</b>		

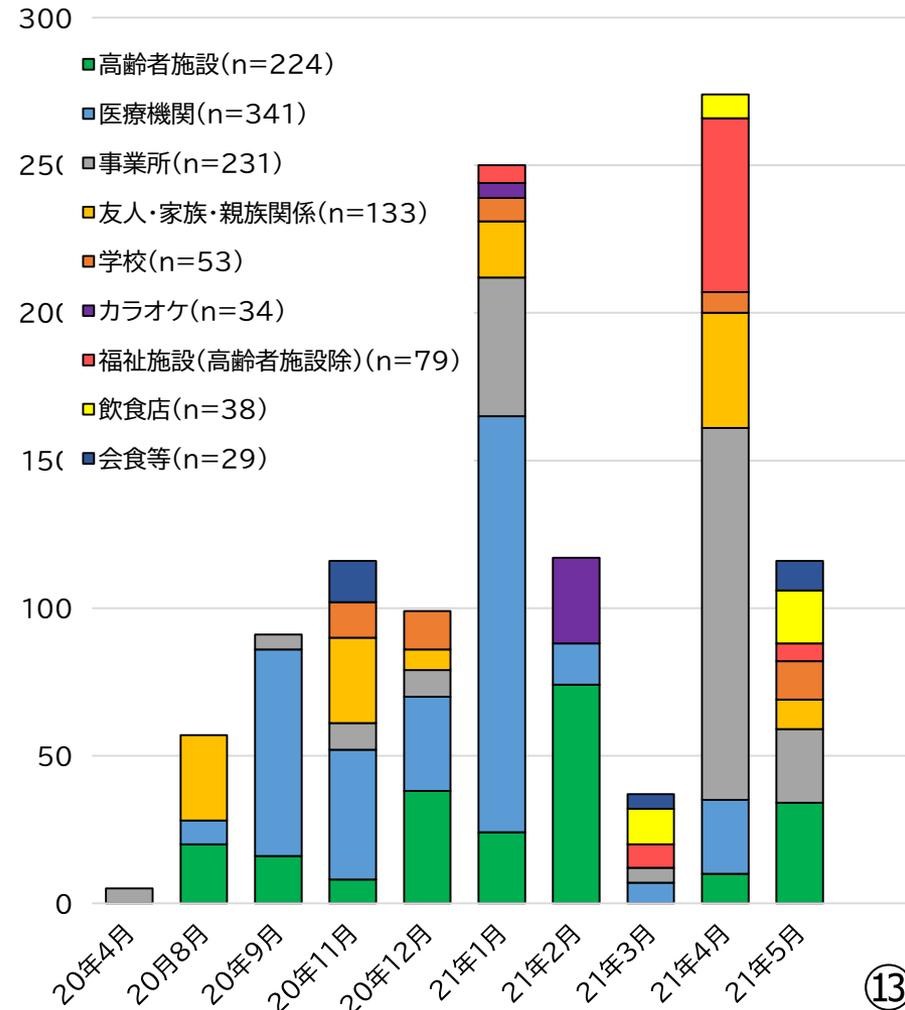
# クラスター発生状況 (R3.5.28時点)

◆クラスター発生状況は、5月に入り新たに**13件**  
 (事業所4件、飲食店2件、学校2件、友人・家族・親族関係2件、高齢者施設1件、  
 福祉施設1件、会食等1件)

発生件数 (77件)

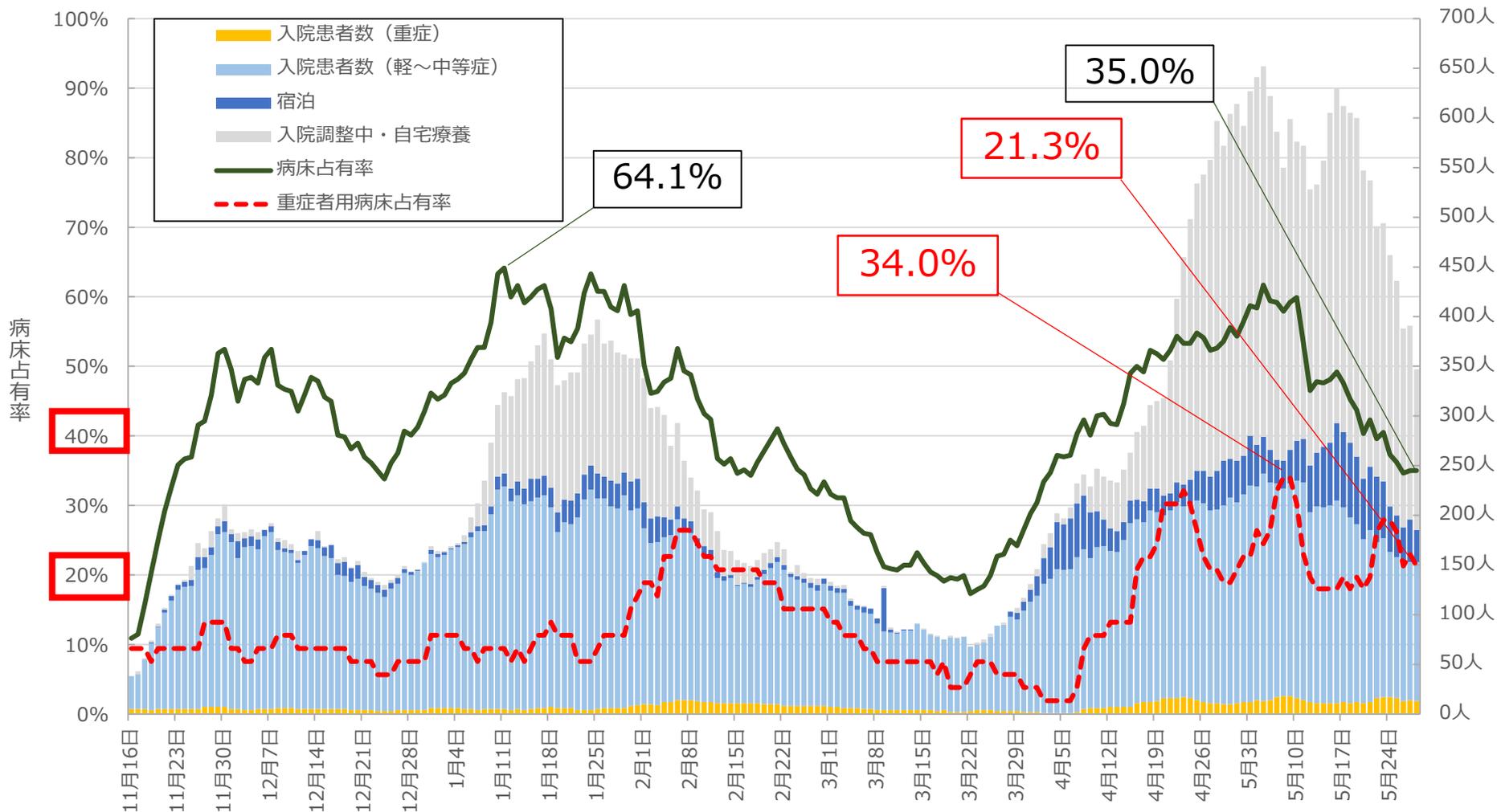


陽性者数 (1,162人)



# 入院等の状況 (R3.5.28時点)

◆ 5月28日現在で、**病床占有率は35.0%**、**重症者用病床占有率は21.3%**



# 県モニタリング指標及び政府指標の状況

		医療提供体制等の負荷				監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況			
		①病床のひっ迫具合					②人口10万人あたりの療養者数	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較	⑥感染経路不明割合
		入院医療		うち重症者用病床						
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率						
県指標	注意レベル	20%～	-	-	-	-	4人～	1.0倍	20%	
	警戒レベル	30%～	-	-	-	-	8人～	1.0倍	30%	
政府指標	ステージⅢの指標	20%～	～40%	20%～	20人～	5%	15人～	1.0倍	50%	
	ステージⅣの指標	50%～	～25%	50%～	30人～	10%	25人～	1.0倍	50%	

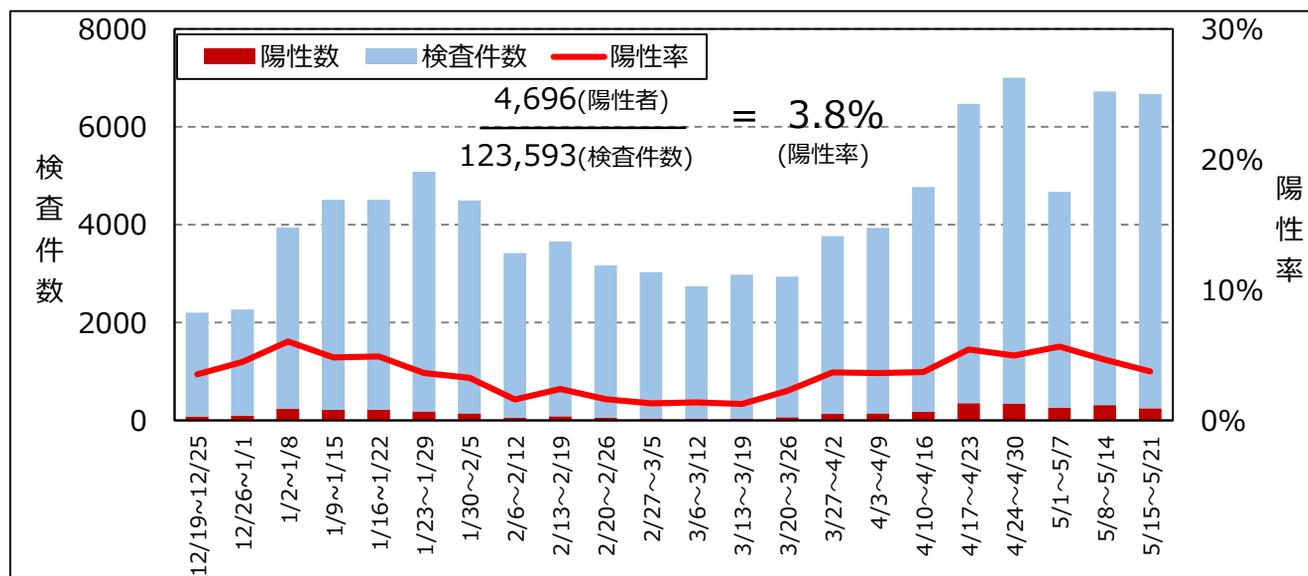
(三重県の状況)

<b>5/28時点</b>	<b>35.0%</b>	<b>44.1%</b>	<b>21.3%</b>	<b>10.44人</b>	PCR等陽性率 <b>3.7%</b> (5/15～5/21)	<b>10.16人</b>	<b>0.61倍</b>	<b>36.0%</b> (5/21～5/27速報値)
---------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------------------------------	---------------	--------------	--------------------------------

ステージⅠ…感染症の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）  
 ステージⅡ…感染症の暫増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）  
 ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階  
 ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

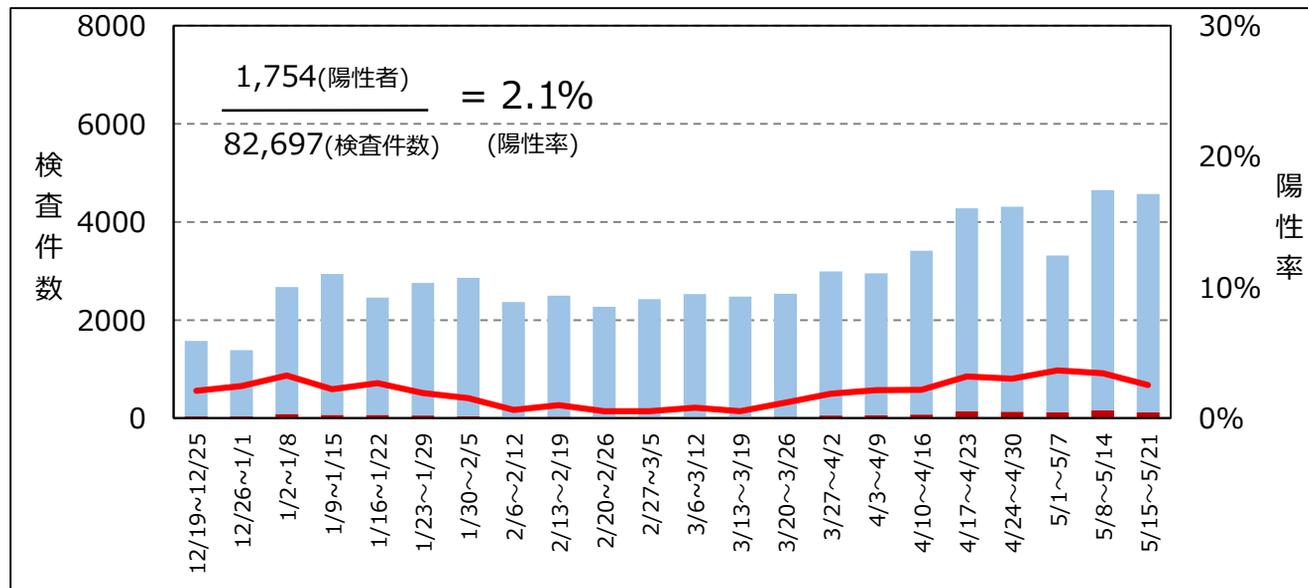
全体陽性率 (n= 123,593)

※陰性確認のための検査を除く



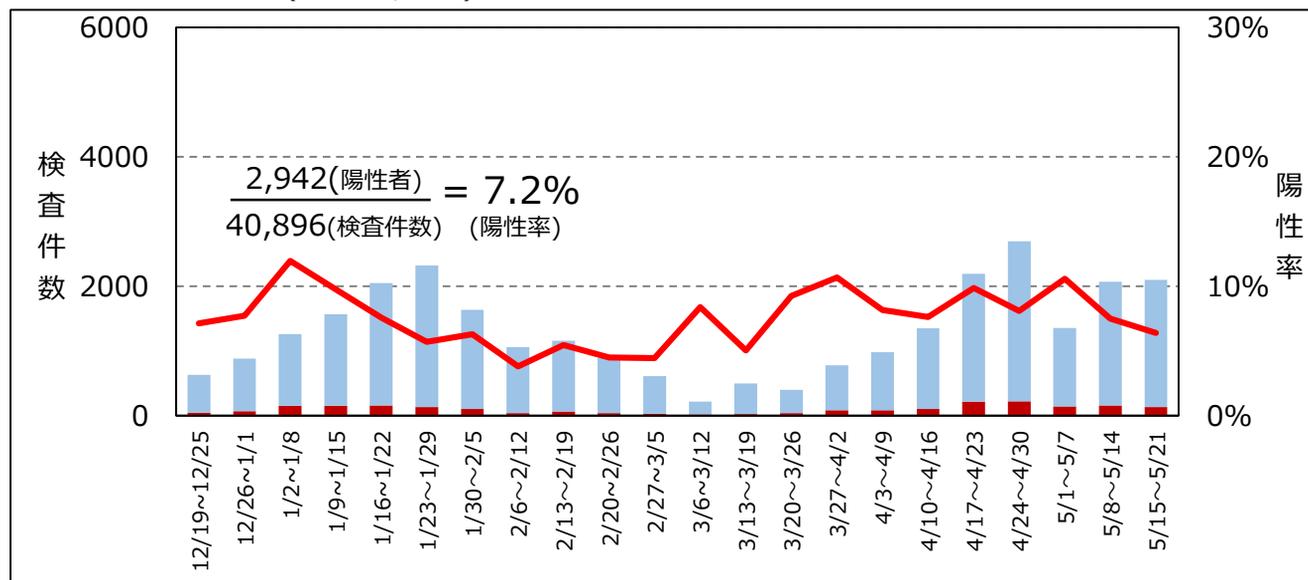
疑い例検査陽性率 (n=82,697)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



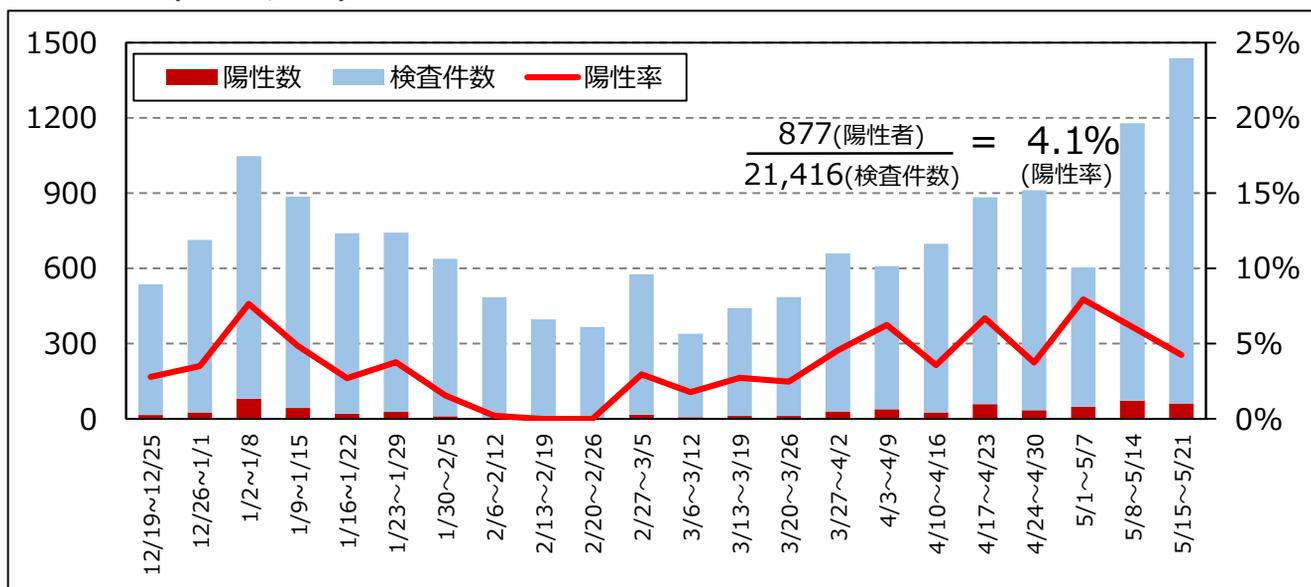
接触者検査陽性率 (n= 40,896)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

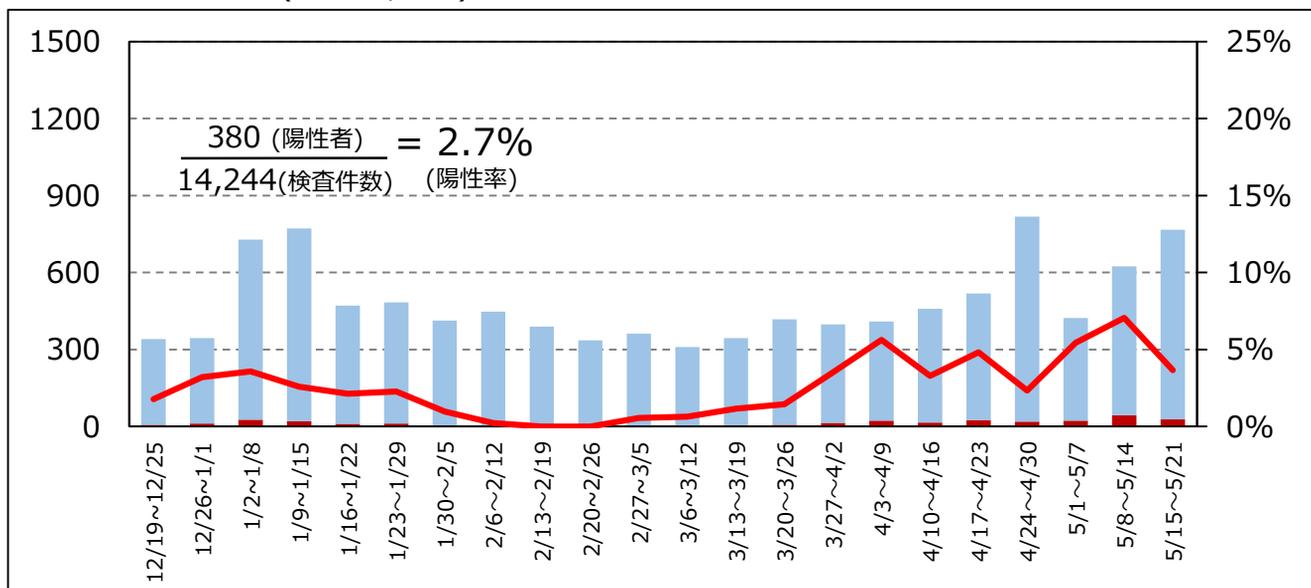


# 桑名保健所管内検査件数・陽性率 (n=21,416)

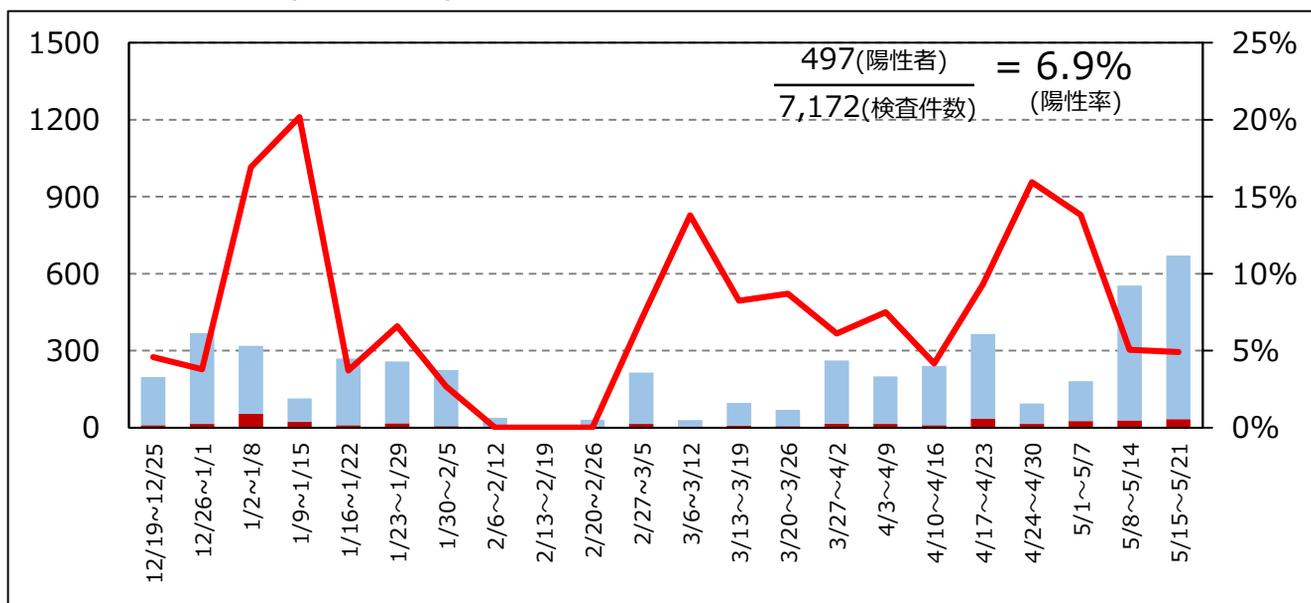
全体陽性率(n=21,416)



疑い例検査陽性率 (n= 14,244)

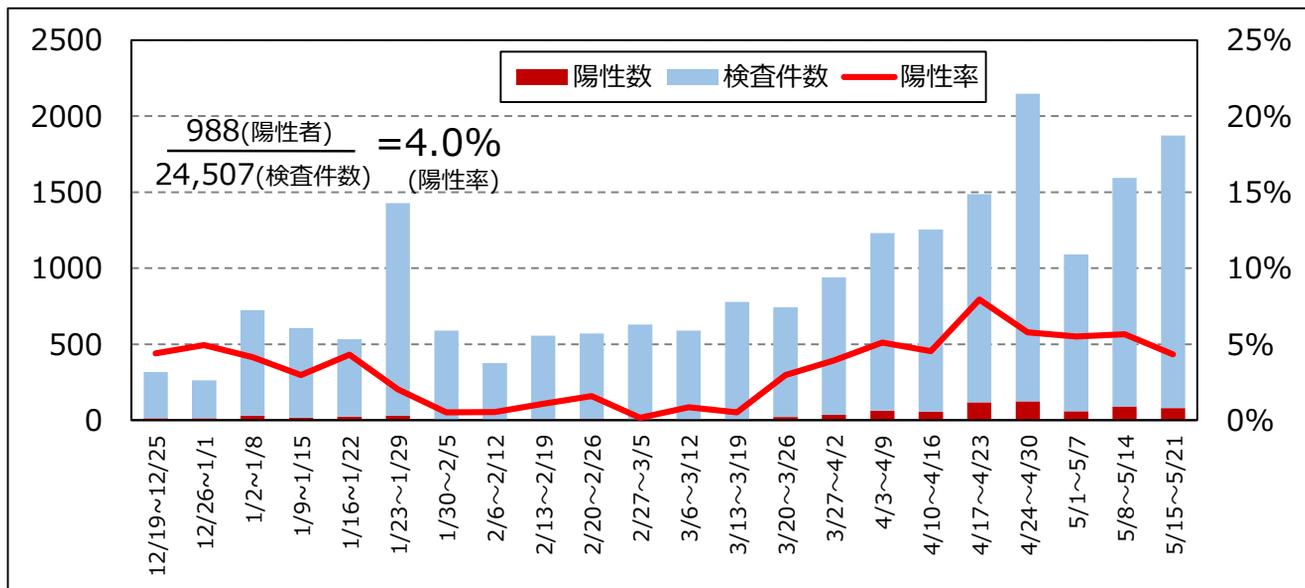


接触者検査陽性率 (n= 7,172)

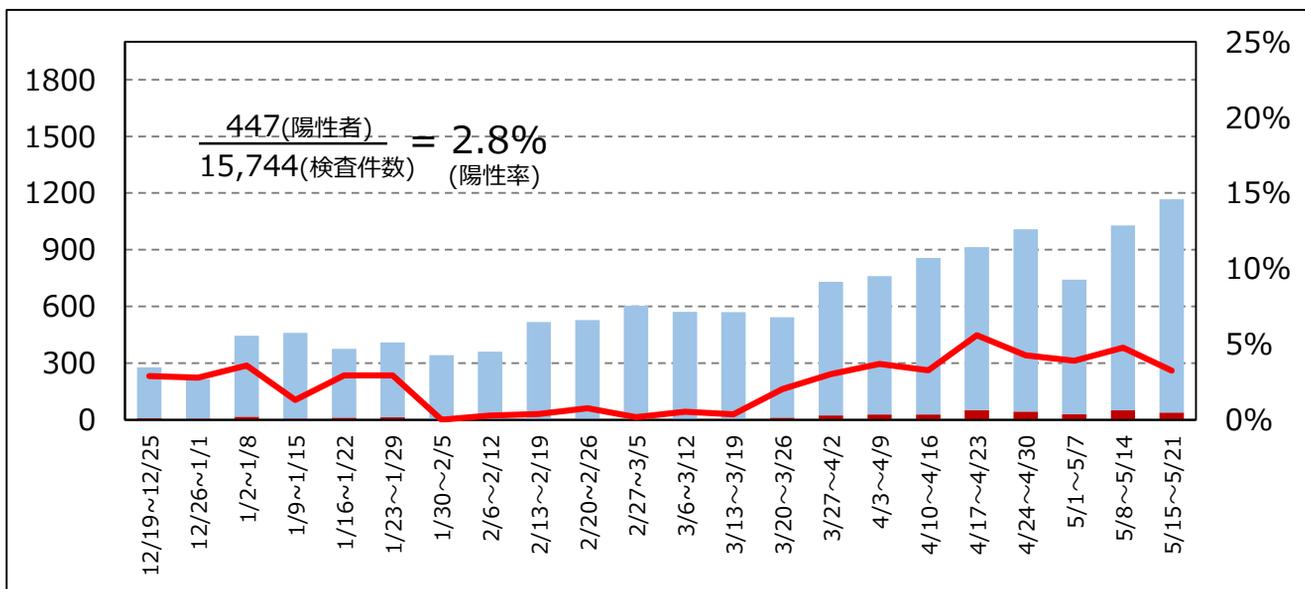


# 四日市市保健所管内検査件数・陽性率 (n=24,507)

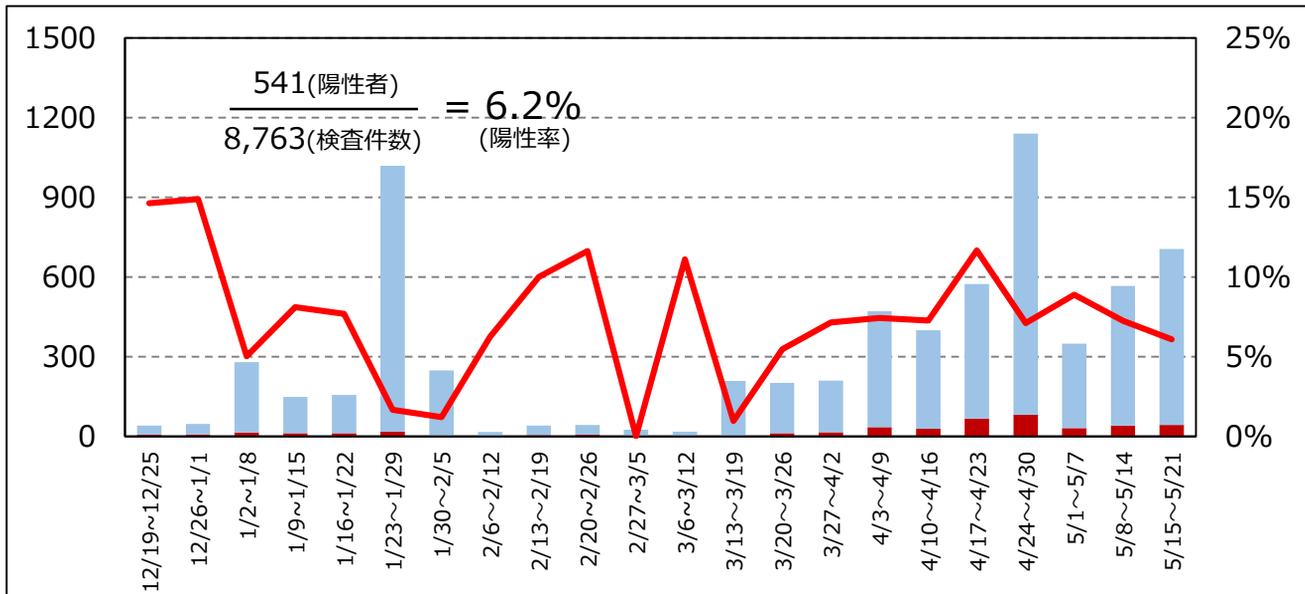
全体陽性率 (n= 24,507)



疑い例検査陽性率 (n= 15,744)

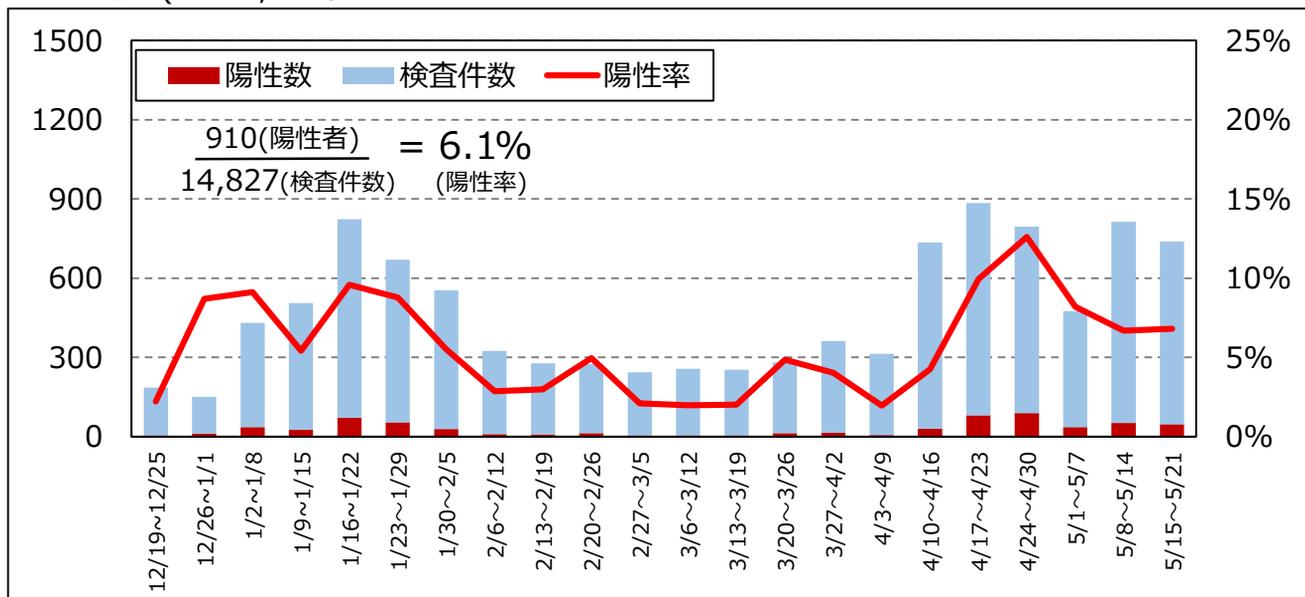


接触者検査陽性率 (n= 8,763)

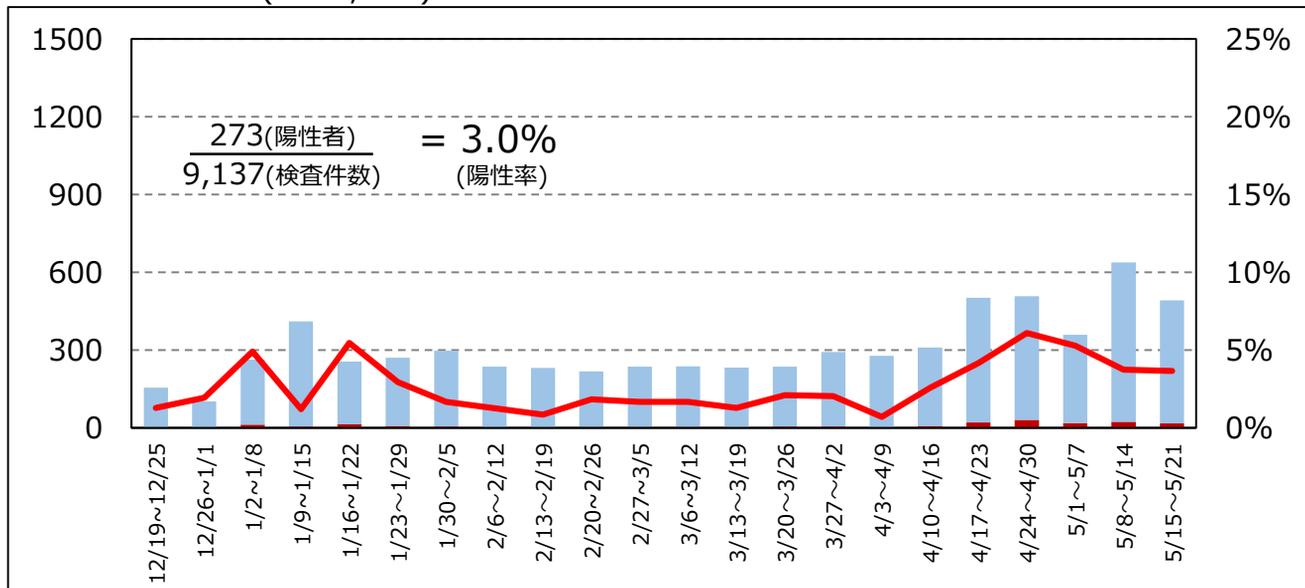


# 鈴鹿保健所管内検査件数・陽性率 (n=14,827)

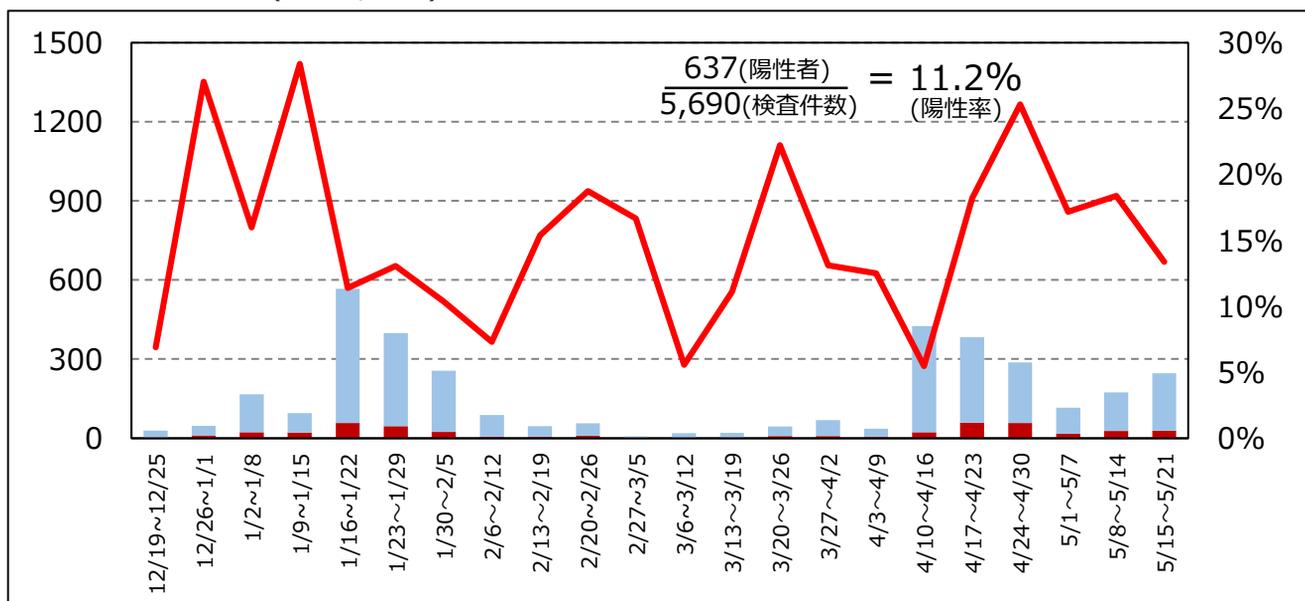
## 全体陽性率(n=14,827)



## 疑い例検査陽性率 (n= 9,137)

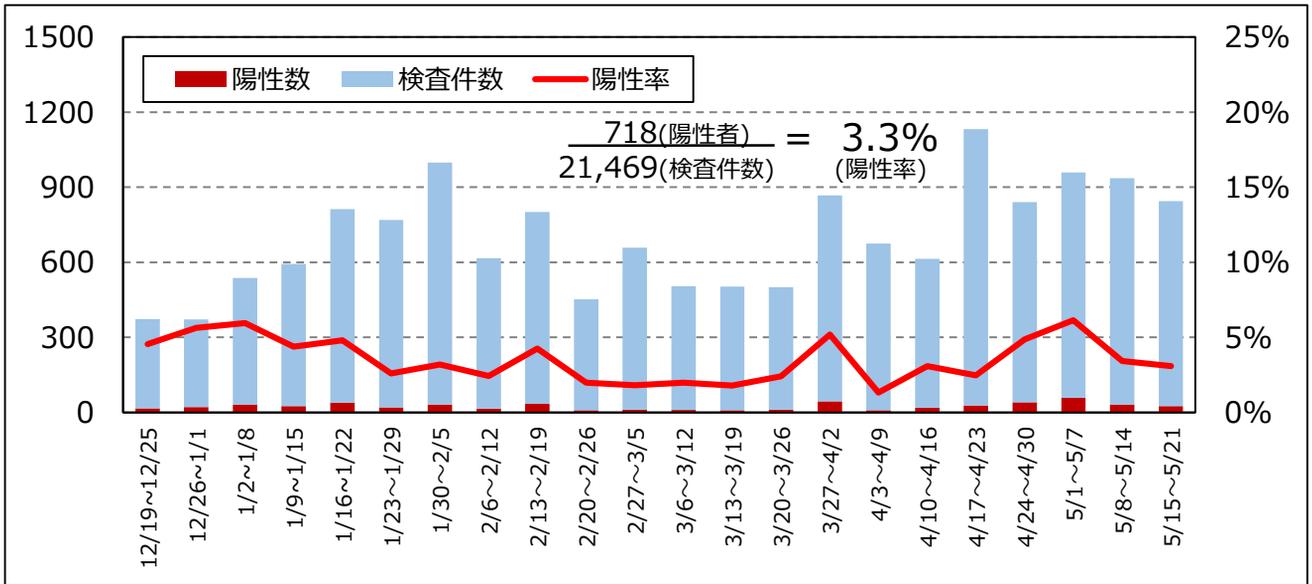


## 接触者検査陽性率 (n= 5,690)

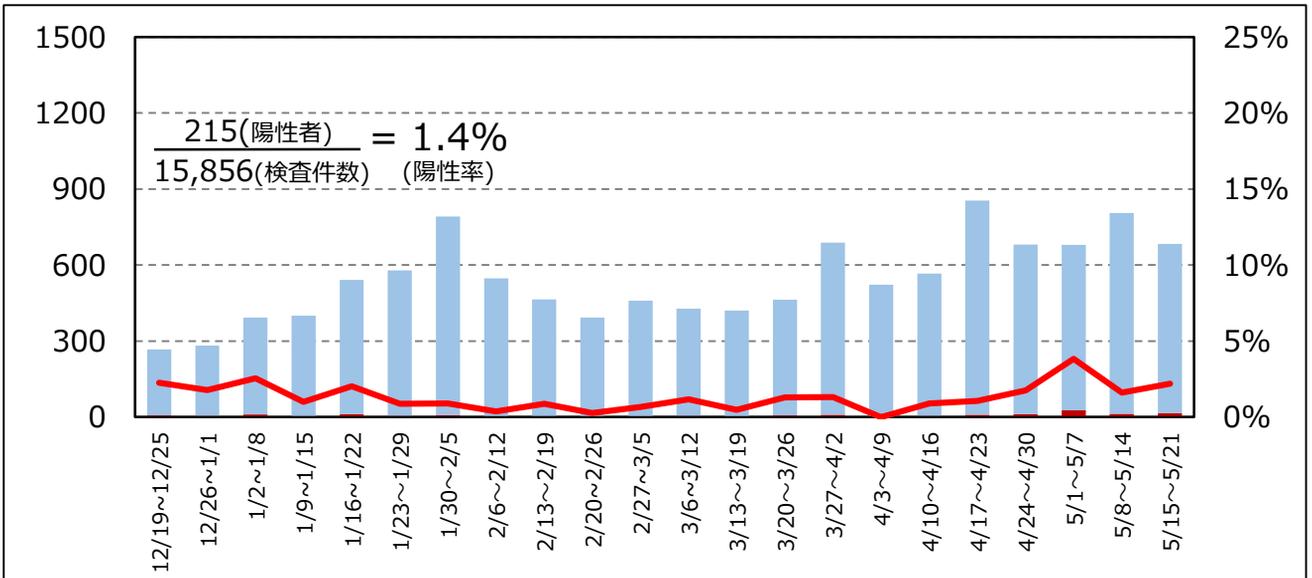


# 津保健所管内検査件数・陽性率 (n=21,469)

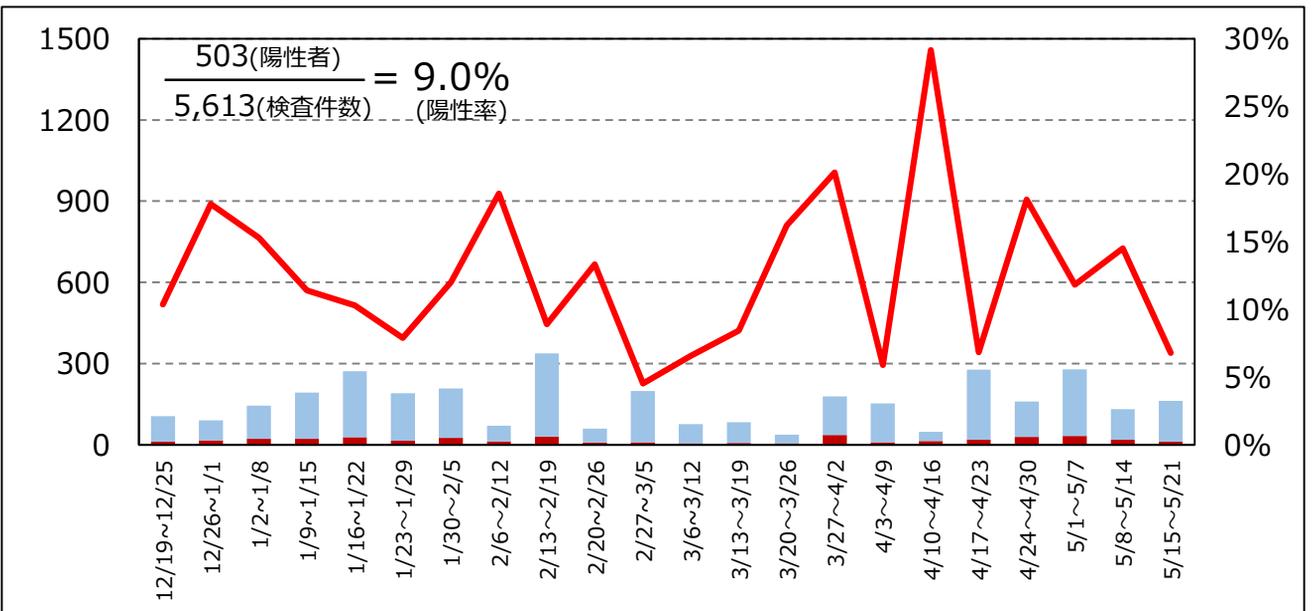
全体陽性率(n=21,469)



疑い例検査陽性率 (n= 15,856)

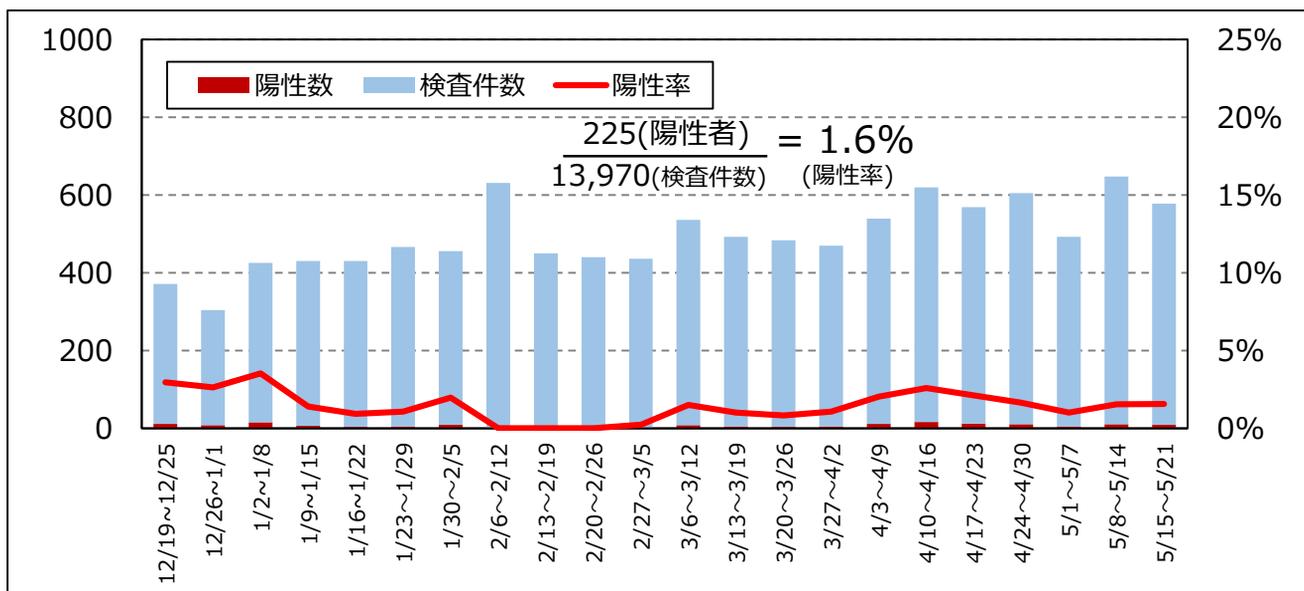


接触者検査陽性率 (n= 5,613)

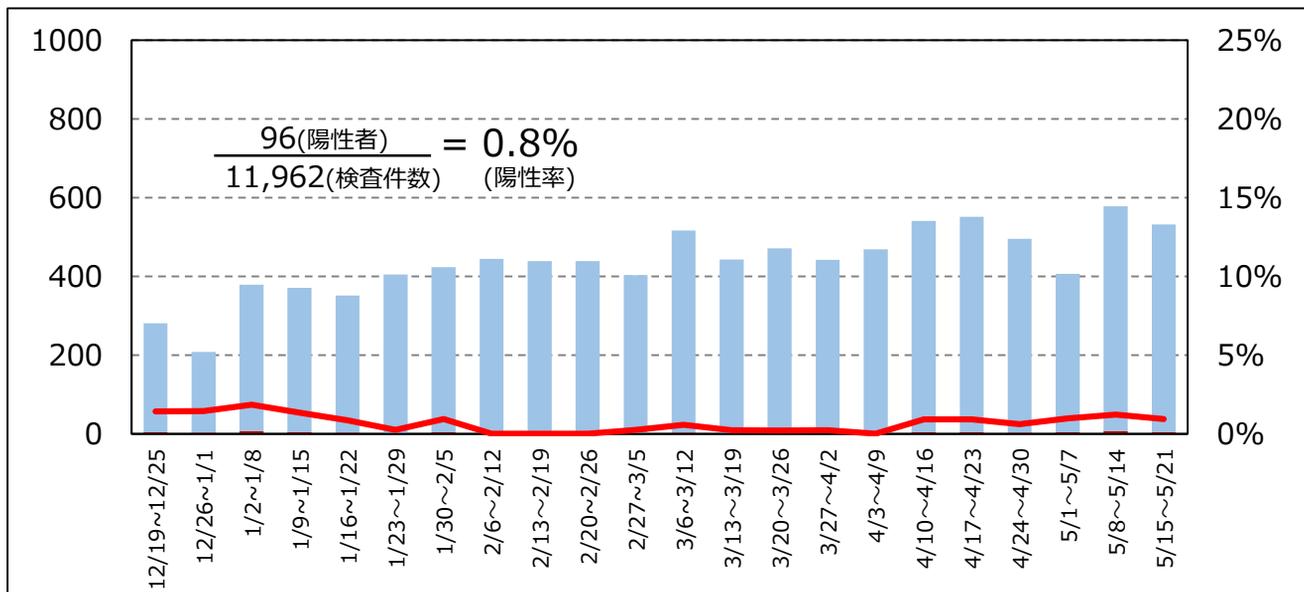


# 松阪保健所管内検査件数・陽性率 (n=13,970)

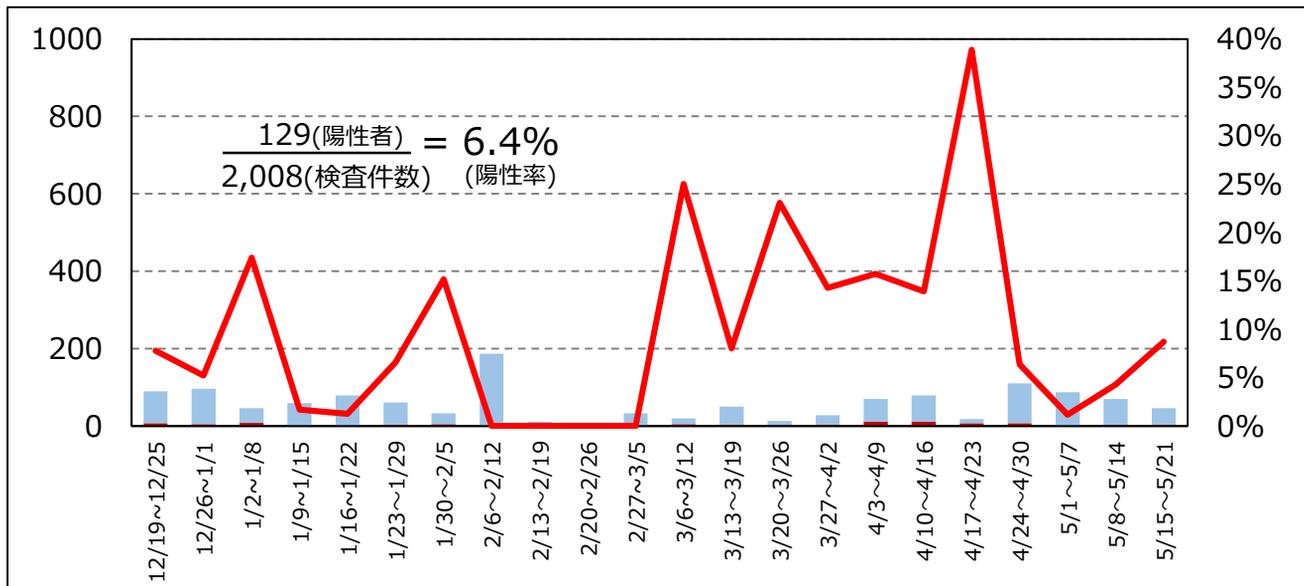
全体陽性率 (n=13,970)



疑い例検査陽性率 (n= 11,962)

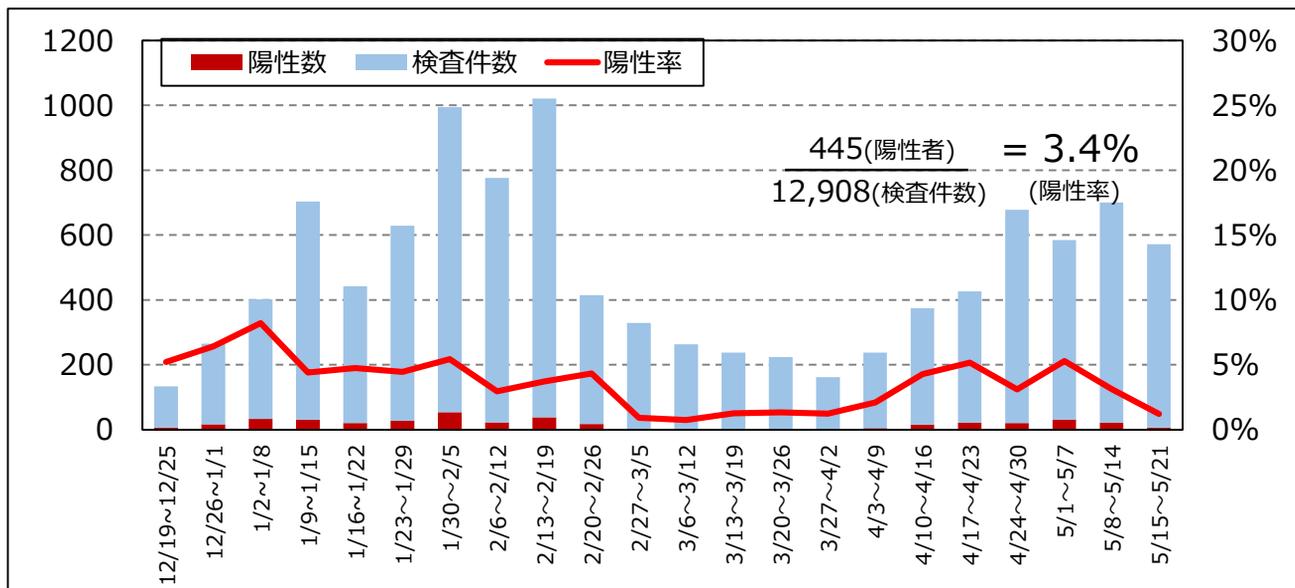


接触者検査陽性率 (n= 2,008)

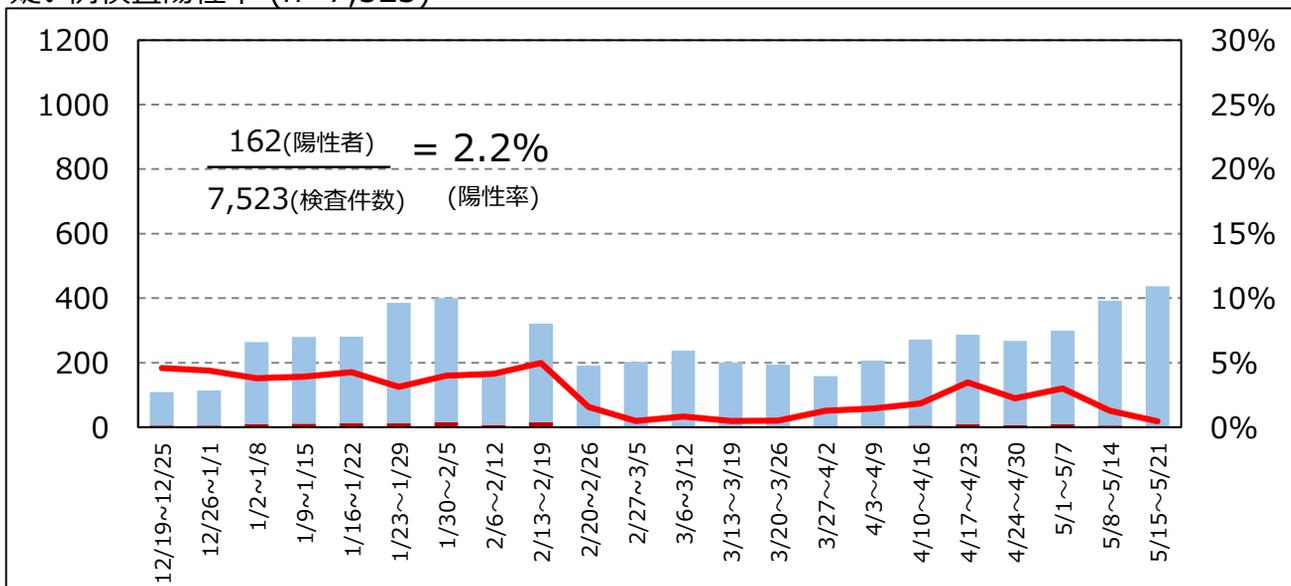


# 伊勢保健所管内検査件数・陽性率 (n=12,908)

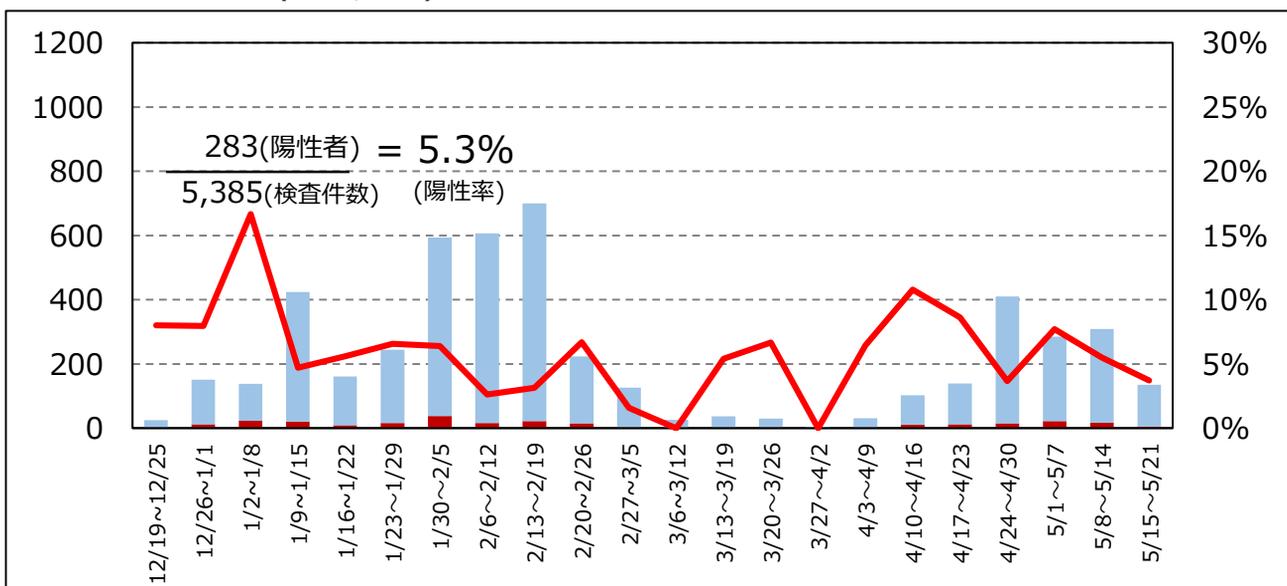
全体陽性率(n=12,908)



疑い例検査陽性率 (n=7,523)

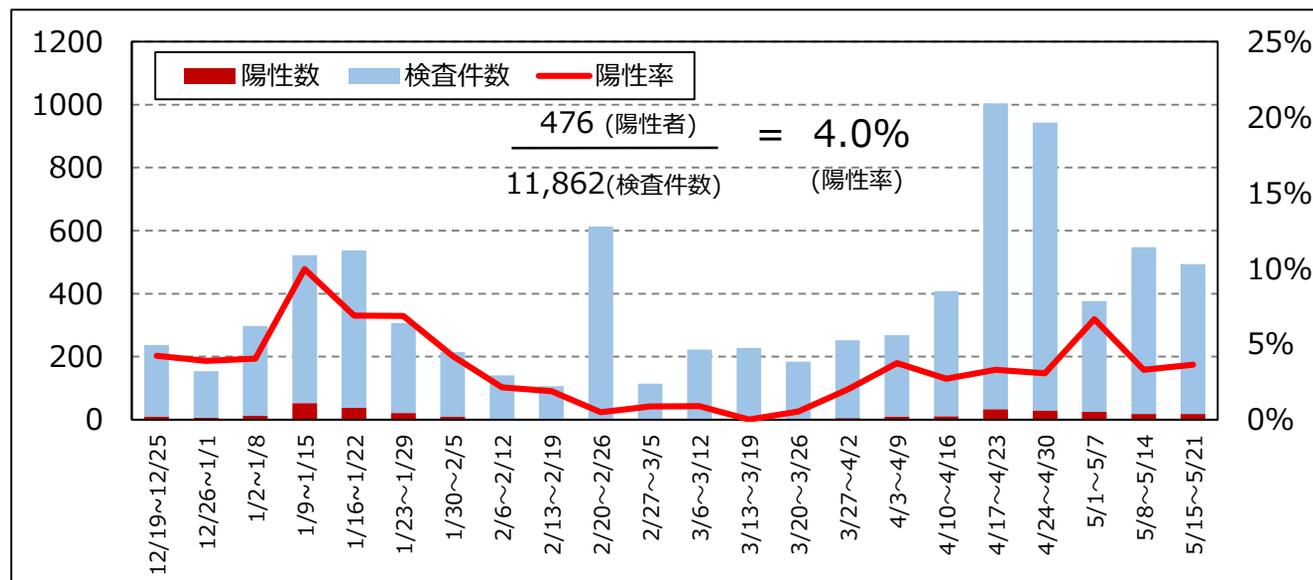


接触者検査陽性率 (n=5,385)

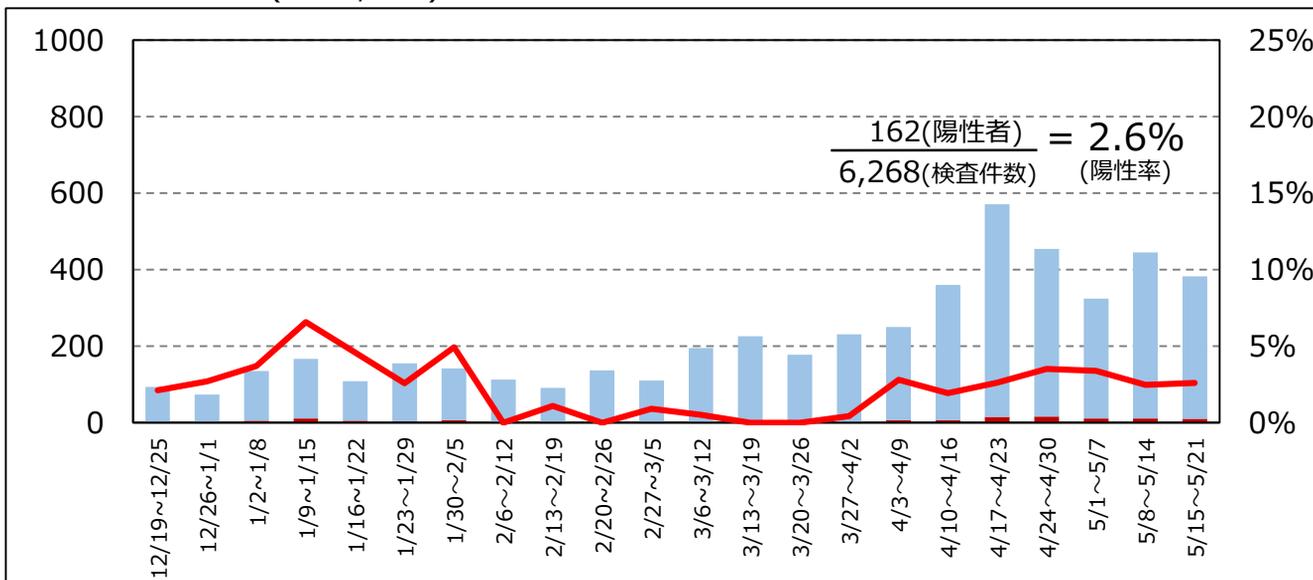


# 伊賀保健所管内検査件数・陽性率 (n=11,862)

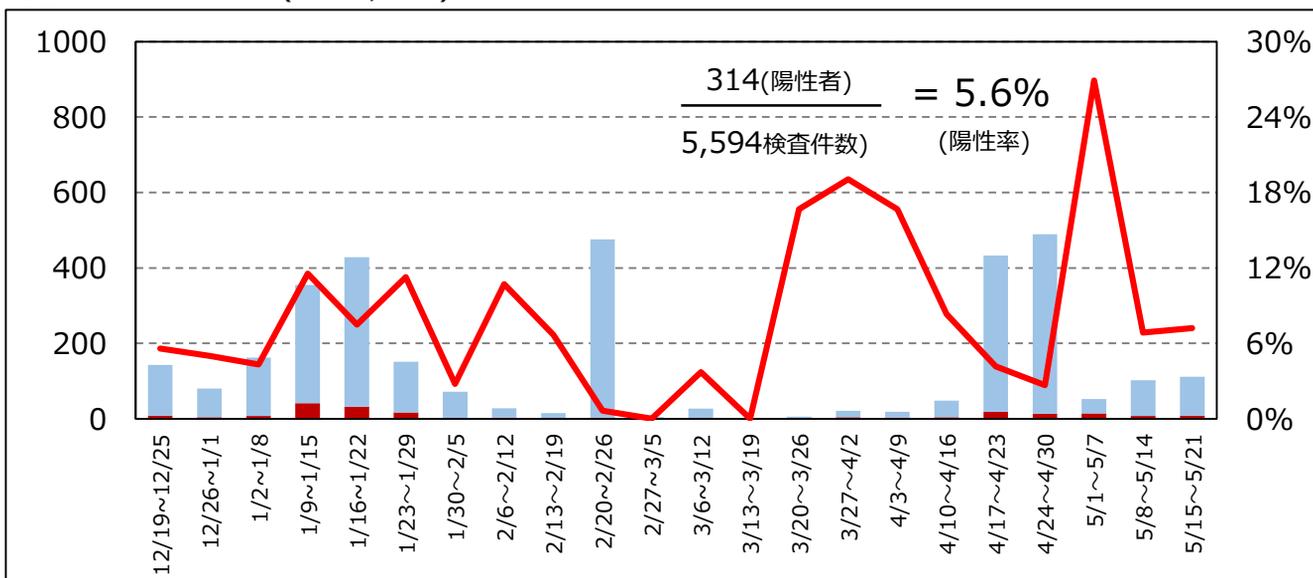
全体陽性率(n=11,862)



疑い例検査陽性率 (n= 6,268)

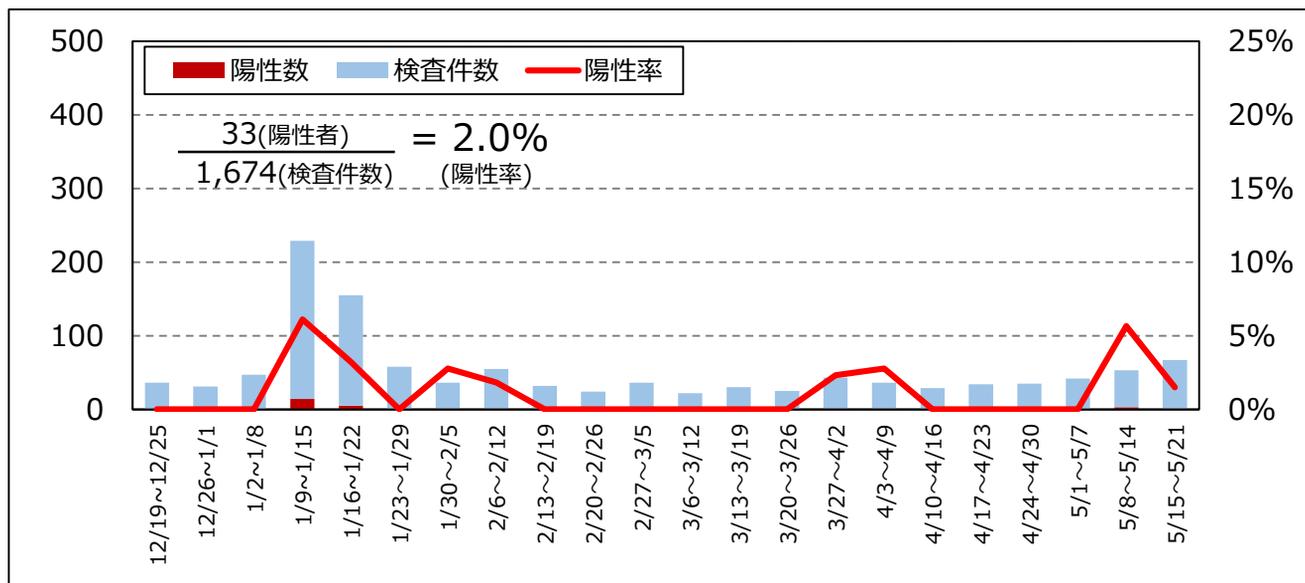


接触者検査陽性率 (n= 5,594)

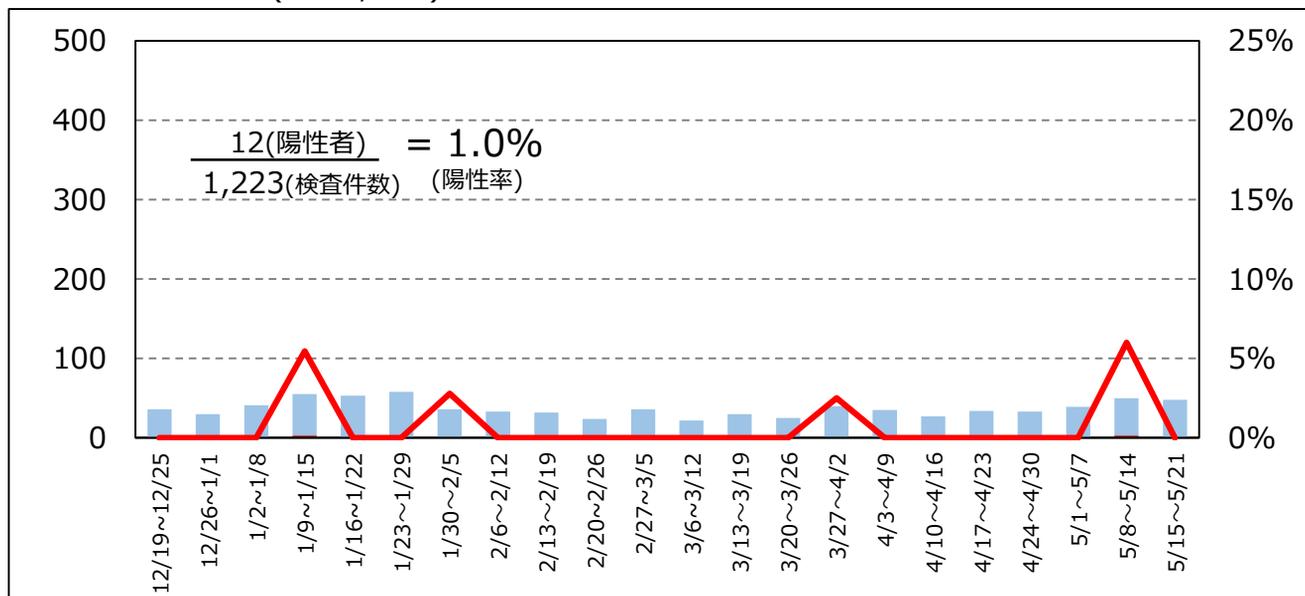


# 尾鷲保健所管内検査件数・陽性率 (n=1,674)

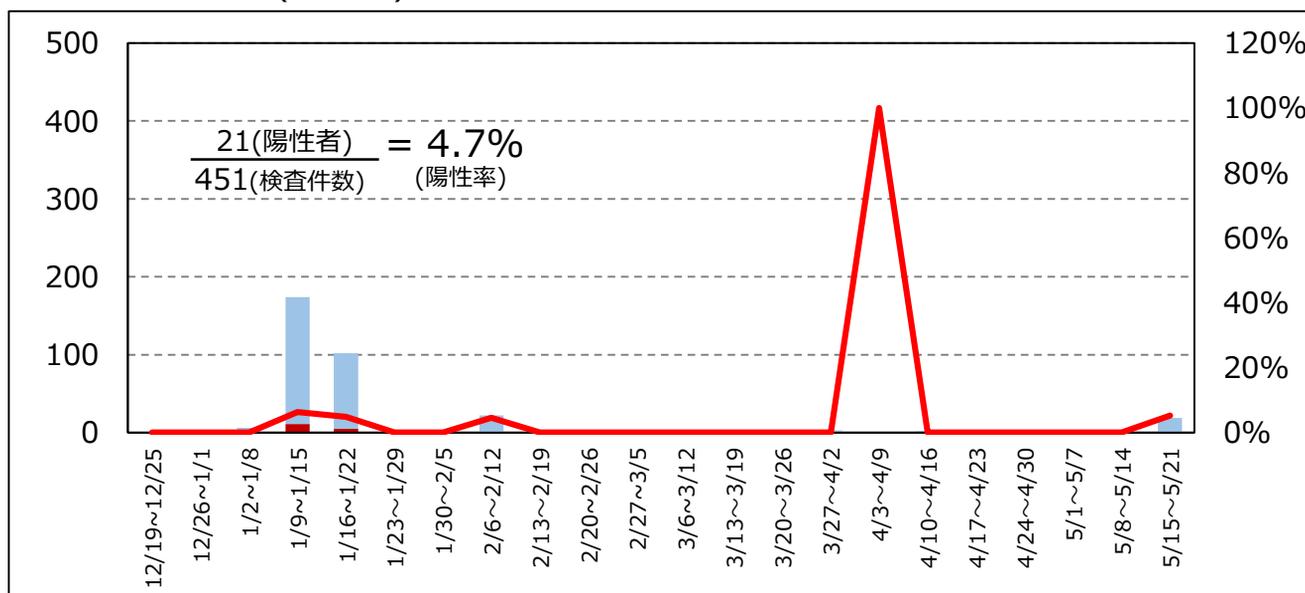
全体陽性率 (n=1,674)



疑い例検査陽性率 (n= 1,223)

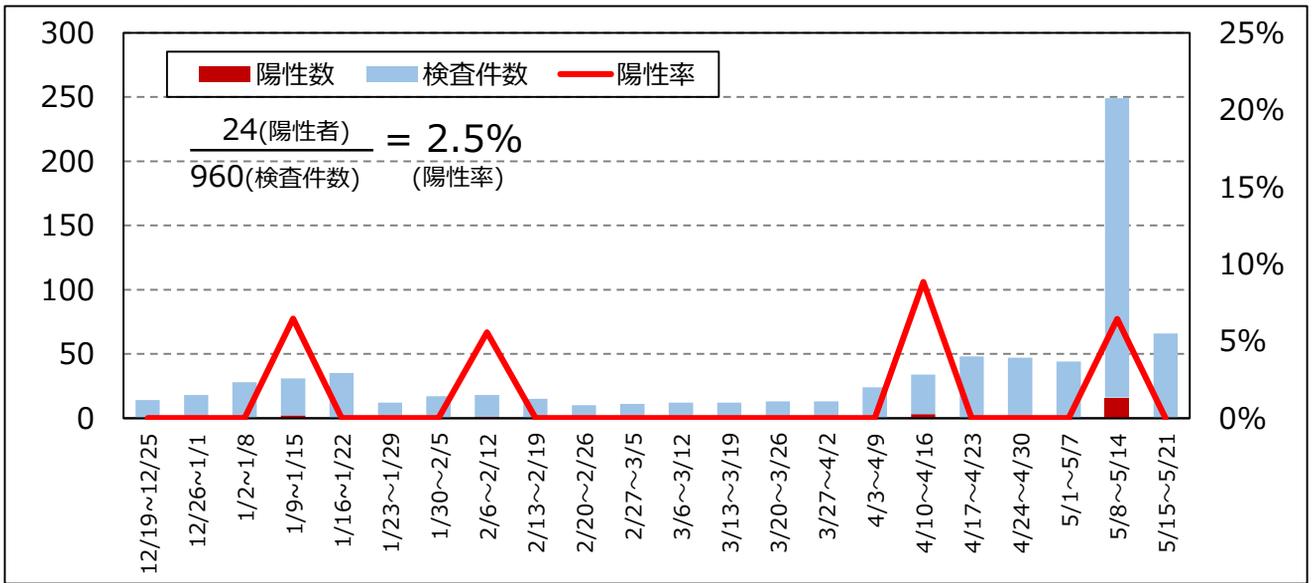


接触者検査陽性率 (n=451)

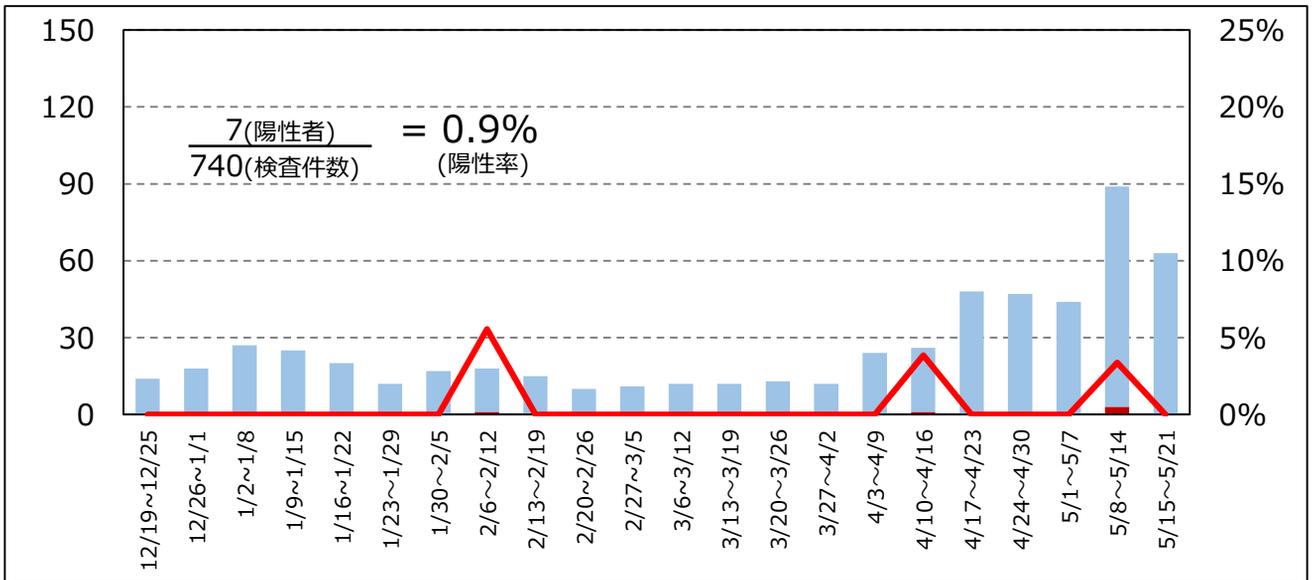


# 熊野保健所管内検査件数・陽性率 (n=960)

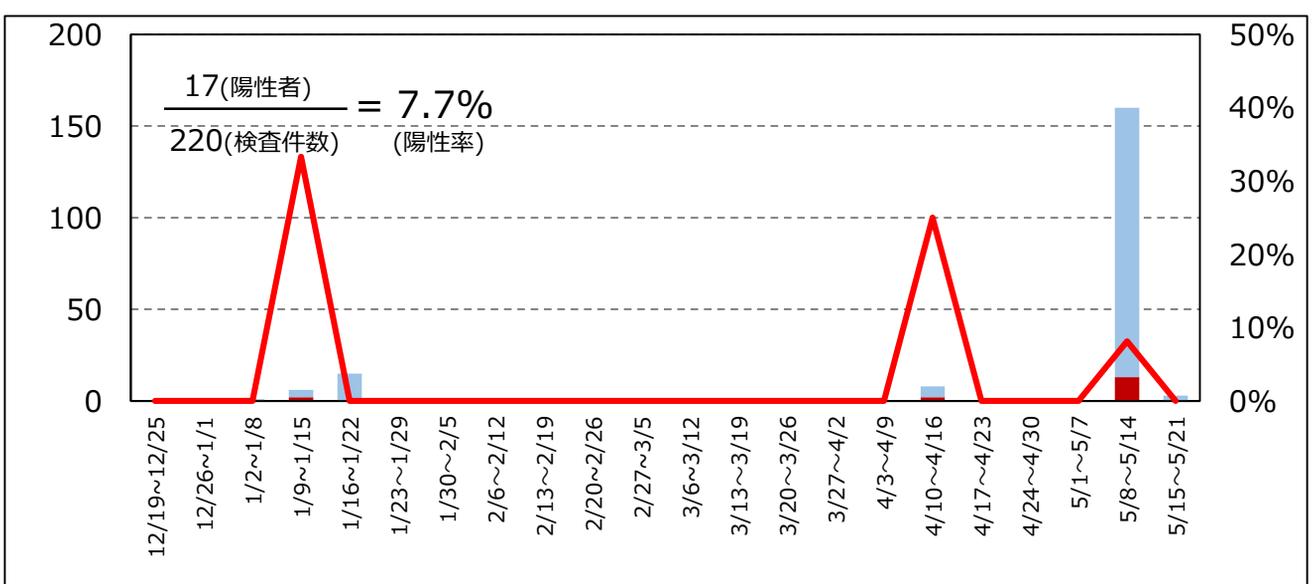
全体陽性率(n= 960)



疑い例検査陽性率 (n= 740)



接触者検査陽性率 (n= 220)



# 三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

令和3年5月7日

(令和3年5月10日一部変更)

(令和3年5月21日一部変更)

(令和3年5月28日一部変更)

三重県

## はじめに

4月以降感染者が急増するとともに、重症者数の急増、変異株への置き換わりが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎える中、4月19日に「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様へ協力を呼び掛けるとともに県としても対策を強化してまいりました。宣言発出後においても、感染者の増加傾向は続き、4月26日には、飲食店への営業時間短縮要請を含む実質的に「まん延防止等重点措置」となる強い要請を行いました。その後も、病床占有率は50%を大きく超え、重症者用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されたことを受け、今後取り組むべき対策である“三重県まん延防止等重点措置”を発出しました。

5月9日の措置実施以降、新規感染者数は減少傾向がみられます。これは県民、事業者の皆様が苦しい状況の中、ご協力いただいた結果であり、感謝を申し上げます。

一方で、病床占有率は35%前後、重症者用病床の占有率は20%を超える状況が続くなど、医療体制への負荷は厳しい状況が続いています。

医療体制への負荷が続くと、通常医療へも影響を及ぼし、市町や関係機関の皆様のご協力により進んでいるワクチン接種を妨げることとなるため、ここでしっかりと感染の減少傾向を確かなものにしていく必要があります。また、愛知県や大阪府など近隣府県において緊急事態宣言、岐阜県においてはまん延防止等重点措置が延長されるなど、予断を許さない状況が続いており、感染を広げないためには面的、広域的に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中、感染を抑え込むためには、まん延防止等重点措置の延長が必要であると考え、政府と協議を続けてきたところ、6月20日までの延長が決定されました。これに合わせ、「三重県まん延防止等重点措置」についても期間を6月20日まで延長いたします。

**措置実施期間：令和3年5月9日（日）～同年5月31日（月）**

**令和3年6月20日（日）まで延長（令和3年5月28日決定）**

**【実施区域】三重県全域**

**【特に重点措置を講じる区域】**

**桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市**

基本的な感染対策を継続的にお願いしている「三重県指針」ver.11と併せ、今、緊急的に行うべき対策についてお願いするものが「三重県まん延防止等重点措置」となります。

県民、事業者の皆様におかれましては、引く続き厳しいお願いを行うこととなり、大変心苦しい思いではございますが、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年5月28日  
三重県知事 鈴木 英敬

## 1. 県民の皆様へ

### 【重点措置区域内】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法<sup>1</sup>第 31 条の 6 第 2 項に基づく協力要請】

### 【重点措置区域以外】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

### 【すべての県民の皆様へ】

○生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○県外への通勤、特に緊急事態宣言が発出されている区域への出勤については、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の推進などにより往來の機会の低減をお願いします。

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2 次会などは避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。

また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

## 2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

---

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法

### **3. 事業者の皆様へ**

#### **【重点措置区域の事業者の皆様へ】**

(特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請<sup>2</sup>)

- 飲食店において営業時間を 20 時までとさせていただきよう要請します。
  - 飲食店において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。
  - 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
  - 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第 5 条の 5 各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。
  - 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を 20 時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様としてください。                      <<令和 3 年 6 月 1 日から要請>>

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- 建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を 20 時までとさせていただきようお願いします。

※協力を依頼する施設の詳細は別紙 1 を参照

- 飲食物を提供しない店舗であっても、カラオケボックス等のカラオケ店においては、カラオケ設備の利用を避けてください。

#### **【重点措置区域以外の事業者の皆様へ】**

(すべて特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- 飲食店において営業時間を 20 時までとさせていただきよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。

---

<sup>2</sup> 特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20 万円以下の過料）があります。

- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。
- 飲食物を提供しない店舗であっても、カラオケボックス等のカラオケ店においては、カラオケ設備の利用を避けてください。
- 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を20時までとしていただくよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。  
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様としてください。 《令和3年6月1日から要請》

## 【すべての事業者の皆様へ】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減に取り組んでください。
- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。  
**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 特に接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。
- 飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- 感染が特に拡大している地域<sup>3</sup>との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- 商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対応をお願いします。

#### 4. 感染防止対策の周知徹底

- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

#### 5. イベント開催について

- 県内で開催されるイベントについては、**別紙 2**に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の（ア）（イ）のうち少ないほうを基準とするよう要請します。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
5,000 人	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント （クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等） 飲食を伴うが発声のないもの  <b>100%以内</b>  収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	大声での歓声・声援等が想定されるイベント  （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等） <b>50%以内</b>  収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける  グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空ける

※5月10日（月）までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの目安（収容人数が10,000人を超える場合は収容人数の50%、収容人数が10,000人以下の場合は5,000人）を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、5月10日以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

<sup>3</sup> 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

別紙 1 協力を依頼する施設

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等	1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮 (20時まで) (イベント開催の場合は 21時まで) (映画館については21時まで) ・入場者の整理・誘導などによる 感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨を ホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 等 (図書館を除く)	
運動施設及び 遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、 ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、 柔剣道場、弓道場、ボウリング場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ、 テーマパーク、遊園地等	
	マージャン店、パチンコ店、 ゲームセンター 等	
遊興施設(※)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴 場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売 場 等	
物品販売業を営 む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)	
サービス業を営 む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)	

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした  
利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹  
底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。

## 別紙2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2 m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 2 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励</li> <li>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる)</li> <li>・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</li> <li>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等)</li> <li>②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等)</li> <li>③飲食制限</li> <li>④大声を出さないことの担保</li> <li>⑤催物前後の行動管理</li> <li>⑥連絡先の把握</li> </ul> </li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談</li> <li>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

# 三重県まん延防止等重点措置

## ～三重県が実施する対策～

【別冊】

令和3年5月28日

### 1 医療提供体制

#### (1) 患者受け入れ病床の確保

- ・患者の増加に伴う緊急的な対応として、重症患者、中等症患者の受入体制の強化に向け、各医療機関と個別に協議を行い、重症者用病床8床増を含め45床増の437床の病床を確保しました。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。

#### (2) 後方支援病院等の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護老人保健施設については、三重県老人保健施設協会の協力のもと、現時点で県内42施設において回復患者の受入が可能となっています。
- ・後方支援病院については、現時点で21施設において回復患者の受入が可能となりました。引き続き、地域単位での後方支援体制の整備を支援するなど体制整備を図ります。

#### (3) 宿泊療養施設の充実

- ・宿泊療養施設の活用を図るため、入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準の見直しを行いました。
- ・宿泊療養施設については、四日市市に1施設新たに確保し、145室から95室増の240室となりました。今後、運用訓練等を実施し、6月中旬までには陽性者の受け入れを開始します。

#### (4) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの貸与、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保しました。

### 2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、6月前半までの完了をめざし、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、医療従事者等の予約やワクチンの配分にかかる調整を行うなど、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施しています。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、各市町の要望をふまえ、各市町の接種会場において接種に協力していただける医療従事者について、5月28日時点で県内6市町にのべ91名を派

遣します。また、集団接種会場を四日市大学（四日市市）、国立大学法人三重大学（津市）、三重県営サンアリーナ（伊勢市）に開設し、4市1町（四日市市、鈴鹿市、津市、伊勢市、度会町）の住民を対象に31,220回の接種を行います。なお、集団接種会場において必要な医療従事者については、1日当たり約70名程度が必要と見込んでおり確保を進めています。

- ・供給されたワクチンを無駄にすることなく効率的に使用できるよう、接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定します。
- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

### 3 まん延防止

#### （1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備します。

#### （2）社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、まん延防止等重点措置区域の7市5町及び津市において、7月末まで実施します。これまでに、対象施設758施設のうち約7割の509施設から20,750人分の申し込みがあり、そのうち、5月27日時点で、144施設、5,573人分の検査を実施しました。
- ・特に、まん延防止等重点措置の実施期間中においては、検査の頻度を週1回として集中的に実施するとともに、その後も予防的な観点から定期的な検査を実施します。

### (3) クラスタ発生時の早期介入

- ・クラスタの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスタの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスタ対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

### (4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施します。
- ・国立感染症研究所から貸与される検査機器（次世代シーケンサー）を用いて、今後変異株のゲノム解析を行えるよう、解析体制の構築に取り組みます。

### (5) 事業者への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体と連携・情報共有して実施しています。
- ・感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所への指導監督の強化を三重労働局に要請し、三重労働局においては、5名以上の外国人を雇用する県内事業所610社を対象に、改めて感染拡大防止対策の基本的事項への自発的な対応を促すとともに、すべての事業所を対象に、テレワーク・時差出勤等の推進など、感染防止対策の5つのポイントについて、5月中にその取組状況の報告を依頼しました。

### (6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・外国人を雇用する県内企業約270社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼しています。また、名古屋出入国在留管理局や三重労働局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化します。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

## (7) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・ 県内各地の道路情報板で県外から三重県への移動の自粛を呼びかけています。また、県内の主要道路において、A I カメラを活用して道路交通量を計測し、その推移を毎週公表しています。
- ・ 多くの人が集まる海岸や河川敷に注意喚起看板（日本語、英語、ポルトガル語）を設置しました。5月15日からは土曜日、日曜日に広報車による感染防止対策の徹底の呼びかけパトロールを実施しています。引き続き5月22日からは、県境を越えた三重県への移動自粛の協力依頼を含め呼びかけを行っています。
- ・ 5月22日から飲食が想定される鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパークなどの県営都市公園（5箇所）で感染防止対策の徹底の呼びかけを実施しています。
- ・ 警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に、まん延防止等重点措置について声掛けを行っています。

## 4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算及び5月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

### (1) まん延防止等重点措置適用の影響に対する支援等

- ・ 飲食店への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者には、引き続き時短要請協力金を支給します。また、6月1日から要請の対象とした結婚式場については、全面的に協力していただいた事業者に新たに協力金を支給します。
- ・ 営業時間短縮要請に加え、まん延防止等重点措置区域内の飲食店等に対しては、酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった要請をおこなっていることから、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を開設しています。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口（時短要請協力金相談窓口）」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（月曜～金曜）

- ・ まん延防止等重点措置が適用される区域では、大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者には、引き続き集客施設時短要請協力金を支給することとし、6月上旬に集客施設時短協力金相談窓口を開設します。なお、6月上旬には、5月末分までの協力金についての申請要項等を公表します。

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする国の「月次支援金」について、活用が促進されるよう情報提供を行っています。
- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、売上が30%以上50%未満まで減少した（一部を除く）飲食店取引事業者等（※）を対象として支援金を支給します。

※ 飲食店取引事業者等とは

- ① 県内の飲食店の取引事業者
- ② タクシー事業者・自動車運転代行業者
- ③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者、結婚式場

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、売上が30%以上50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置するとともに、6月上旬に申請要項等を公表します。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口（飲食店取引事業者等支援金相談窓口）」

電話番号 059 - 224-2838 午前9時～午後5時（月曜～金曜）

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給することとし、6月中旬に申請要項等を公表します。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されていますが、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、4月末までの特例措置が引き続き適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行っています。
- ・時短要請に係る協力状況について、4月28日から5月10日までの間で、警察とも連携しながら、対象となる全ての飲食店9,149店舗の見回りを完了し、8,841店舗（廃業・移転等により見回りが実施できなかった215店舗を除く協力率99.0%）で要請にご協力頂いていることを確認しました。また、感染防止対策の実施やカラオケ設備の利用停止、酒類の提供自粛の要請への協力状況を確認するため、市町とも連携し、5月12日から現地調査を行っています。

## (2) 飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約1,400施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を4月26日から実施しています。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5月11日から運用を開始しています。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設します。

## (3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行えるよう、CO<sub>2</sub>センサー等の購入経費を補助するとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助、感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣の取組を5月末から順次開始していきます。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行うこととし、7月上旬に申請要項等を公表します。

## (4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模事業者がコロナ禍を乗り越えられるよう、特に売上が減少している事業者を対象に、事業継続や業態転換を図るための支援の取組を5月中に開始します。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

## (5) 経済活動の回復に向けた支援

- ・県内において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引するモデルとなる企業を育成し、県内中小企業全体のDX推進につなげます。
- ・海外・県外生産品の県内製造への転換など、県内企業における強靱なサプライチェーン構築のための設備投資等に対して支援を行います。
- ・「みえの食」の販路拡大を図るため、ECサイトの機能を充実するとともに、それを活用したキャンペーン等を実施します。
- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後に、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行業者や宿泊事業者等を支援します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた  
『三重県指針』ver. 1.1

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和3年5月10日

(令和3年5月28日一部改訂)

三重県

## はじめに

県内の新型コロナウイルスの感染状況は、3月中旬までは改善傾向を示していたものの、下旬以降感染者数が増加したことから、県民・事業者の皆様へのお願いを4月5日に「三重県指針」ver.10として取りまとめました。

その後、感染者が急増するとともに、重症者数の急増、変異株への置き換わりが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎える中、感染拡大を食い止めるため、4月19日に「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様へ協力を呼び掛けるとともに県としても対策を強化してまいりました。

宣言発出後においても、感染者の増加傾向は続き、1日あたりで過去最多となる72人の感染者が発生、医療体制の負荷も大きくなり通常医療にも影響が及びつつある状況となったことなどをふまえ、4月26日には、「緊急警戒宣言」を抜本的に強化し、飲食店への営業時間短縮要請を含む実質的に「まん延防止等重点措置」となる強い要請を行いました。併せて、4月28日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法による命令や罰則などが規定された更に強い措置となる「まん延防止等重点措置」の本県への適用を政府に対し要請しました。

その後も、病床占有率は50%を大きく超え、重症用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されたことを受け、県民の皆様への“命と健康”を最優先に考え、緊急的に取り組むべき対策である「三重県まん延防止等重点措置」を取りまとめるとともに、本日、基本的な感染防止対策を継続的にお願いするものである「三重県指針」を改定いたしました。

「三重県指針」ver.11の適用期間については、「三重県まん延防止等重点措置」の期限と合わせ、令和3年5月10日(月)から5月31日(月)までとさせていただきます。

三重県まん延防止等重点措置の延長に合わせ、期限を6月20日(日)までに変更します。

生活の中で気をつけるべきことは、基本的な感染防止対策の積み重ねです。変異株であっても同じ対策が有効ですが、感染力が強く重症化しやすいとされているため、より一層感染防止対策の徹底をお願いいたします。

県としましても、感染拡大防止に向け全力で取組を進めてまいりますので、引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年5月10日  
三重県知事 鈴木 英敬

# 1. 県民の皆様へ

## (1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 感染力が強く、重症化しやすいとされている変異株への置き換わりが進む中においては、密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、2つ、あるいは1つだけの『密』の要素だけでも、感染のリスクがあるため、密閉空間・密集場所・密接場面の回避、人と人との一定の距離の確保（2m程度）が重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

## (2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 県内でも『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、参加を避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】<sup>1</sup>

- 飲食の際には、なるべく普段一緒にいる人と、2次会は避けるなど深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とし、箸やコップは使いまわさない、正面や真横は避けて座るなどの工夫をお願いします。
- 飲食店等の施設を利用する際は、施設の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いいたします。

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。

なお、特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

- 飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園など、屋外であっても大人数・長時間となる飲食は避けてください。
- 大声やマスクなしの会話等は感染のリスクが高くなります。同居家族以外の人と会う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含め、マスクの着用など対策をお願いします。
- 温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気(窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど)をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo: みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ)

電話：080-3300-8077 (平日及び日曜日 9:00~17:00)

### (3) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置<sup>2</sup>及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリア<sup>3</sup>へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。

※全国の感染状況として、1週間の感染者数が人口10万人あたり2.5人を超える都道府県を三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトに掲載しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

- 県内での移動の際は『新しい生活様式』を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

---

<sup>2</sup> 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。  
<https://corona.go.jp/> (内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ)

<sup>3</sup> 要請の詳細は移動を予定されている都道府県の情報をご確認ください。

#### (4) 「安心みえるLINE<sup>4</sup>」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)<sup>5</sup>」の活用

- 「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

## 2. 県外の皆様へ

### (1) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動の自粛についてご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り移動を控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であっても、マスクの着用をお願いします。

## 3. 事業者の皆様へ

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、人と人との距離の確保、換気励行等、事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3(事業所における感染防止対策)等により、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。
- 県内や全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。

---

<sup>4</sup> 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

<sup>5</sup> 「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

- 集団感染等のリスクが相対的に高い医療機関、社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。

**【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

- 高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、学生への周知・徹底をお願いします。

**【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、「大人数や長時間となる飲食」の場となる懇親会を避けるなど感染防止対策を徹底するよう従業員に対し周知・徹底をお願いします。また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、従業員への周知・徹底をお願いします。

**【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

- 式典や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

- 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」  
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
- 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
(<https://www.covid19-info.jp/>)
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

(2) 「安心みえる LINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用

- 県内においても、カラオケや飲食店など、不特定多数の方が利用される施設での感染事例がみられます。「安心みえる LINE」は、利用者の特定が難しい場面において有効なシステムですので、不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえる LINE」にご登録いただき、店舗、会場等に QR コードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用について周知いただくようお願いします。

## 4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、令和3年6月30日までの適用とします。  
7月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえ改めてお示しします。

### (1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者から感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- 主催者の存在しない季節の行事（花見等）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

### (2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

#### ① イベント開催の目安

開催規模について、(ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

#### (ア) 人数上限の目安

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
○収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%	<b>大声での歓声・声援等がない</b> ことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、 演劇、展示会等)	<b>大声での歓声・声援等が想定</b> されるイベント (ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント等)
○収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人	<b>100%以内</b> 収容定員がない場合は最低限人と人が 接触しない程度の間隔を空ける	<b>50%以内</b> 収容定員がない場合は十分な間隔 (1m以上) を空ける

- イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、
  - ・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%
  - ・収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人
 を参加人数の上限とします。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

## (イ) 収容率の目安

### ○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙2『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

### ○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

※(ア)(イ)について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

## ②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(2)①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

○イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。

- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

## 5. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日



Citrus Ribbon  
PROJECT

たとえウイルスに感染しても、  
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に

三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

## 6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

感染拡大の状況を的確にとらえ、適時に対策がとれるよう判断基準となる主な指標とその目安について、感染状況の段階ごとに以下のとおりとします。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」（以下、「政府指標」と併せ、政府指標に目安の数値が無いステージⅢとなるまでは県独自のモニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いします。

	注意レベル (県指標)	警戒レベル (県指標)	ステージⅢ※2 (政府指標)	ステージⅣ (政府指標)	
確保病床占有率	20%	30%	20%	50%	
入院率*	—	—	40%	25%	
重症者用病床占有率	—	—	20%	50%	
人口 10 万人 あたり療養者数	—	—	20 人	30 人	
PCR 陽性率	—	—	5%	10%	
直近 1 週間の 人口 10 万人あたり新 規感染者数 (直近 1 週間あたりの 新規感染者数)	4.0 人 (70 人/週)	8.0 人 (141 人/週)	15.0 人 (266 人/週)	25.0 人 (443 人/週)	
前週との比較	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	
感染経路不明割合	20%	30%	50%	50%	
対策区分 (※1)	条例	特措法 条例	緊急警戒 宣言 (※3)	まん延 防止等 重点措置	緊急事態 宣言

※1 対策区分：「条例」は三重県感染症条例第 11 条第 1 項、「特措法」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を行う。  
区分は目安であり感染状況等により要請内容を検討する。

※2 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安の考え方

※3 「三重県指針」を緊急的に強化し、期間を定め県民、事業者の皆様にも強く協力要請を行うもの

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

\*入院率の指標は、療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。

## 別紙 1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、 収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保 （グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保 （最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される 場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励</li> <li>＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる)</li> <li>・ 合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>＊来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</li> <li>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る             <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等)</li> <li>②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等)</li> <li>③飲食制限</li> <li>④大声を出さないことの担保</li> <li>⑤催物前後の行動管理</li> <li>⑥連絡先の把握</li> </ol> </li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談</li> <li>・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

## 別紙2 各種イベント例

### 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

### 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇 (競馬、オートレース)
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

### 【飲食を伴うものの発声がないイベント】(映画館における上映等)

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気(二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること)
- ・飲食時間の短縮(長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める)

# 新しい生活様式を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

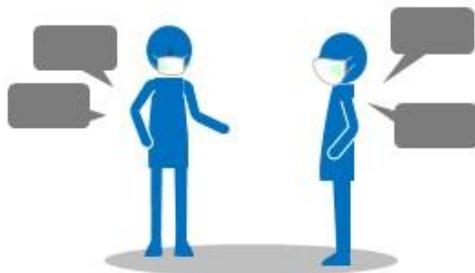
## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときには、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用  
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う  
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて  
水と石けんで丁寧に  
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

## ● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する

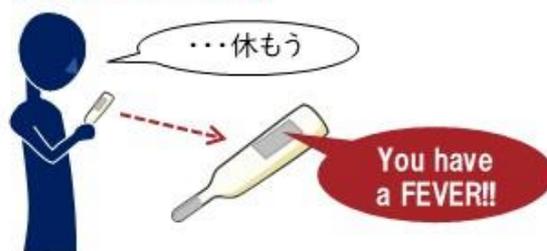


## (2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック  
発熱又は風邪の症状がある場合は  
ムリせず自宅で療養



## 「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

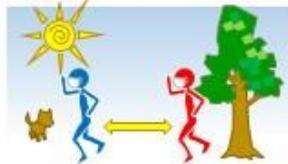
#### ● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



#### ● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### ● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



#### ● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

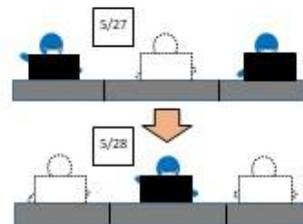
#### ● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

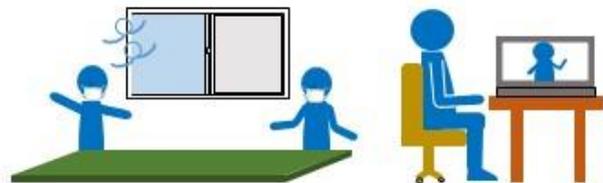


### (4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気とマスク



## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わり**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



### 参考資料3（事業所における感染防止対策）

#### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること）
	人と人との距離を適切にとること（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、オンライン会議を活用）
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	長時間の密集を避けること（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止（オンライン会議などを活用）、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

## 業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

### 1. 共通事項

---

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

#### （症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

#### （接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

#### （トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

### (ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### (清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

### (その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

## 2. 遊技施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 3. 商業施設・対人サービス業等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 4. 劇場、集会・展示施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 5. 博物館等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 6. 食事提供施設等

---

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

#### 7. 運動施設、公園等

---

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

●感染防止チェックシート  
(飲食店用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

**STOP !!**  
コロナ

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

## カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- お客様同士のソーシャルディスタンスを確保します ※2m (最低1m以上) を確保
- 店内が混み合う場合は、利用者数を制限 (通常の半数以下) します
- 飲食物は利用者の正面に置きません
- 店内・使用物 (機器・座席等) の消毒を徹底します
- 店内の定期的な換気を徹底します
- 清掃時には、ドアを解放します
- 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

**STOP !!**  
コロナ

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

事業者名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(一般事業者用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 
- 
- 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

**STOP !!**  
コロナ

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

●安心みえる LINE 掲示例

感染拡大防止の取組を支援し、  
三重の安心を支えます

あしん + 三重県 + みえる

# 安心みえる LINE

三重県LINE公式アカウント  
「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」  
が、皆様のもしもの時をサポートします。

コチラを読み取り

施設利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順

①スマートフォンでQRコード<sup>※2</sup>を読み込む

②三重県のLINE公式アカウントを未登録であれば友だちに追加

\* 登録の際は、三重県「LINE公式アカウント」に友だち登録することによって利用いただけます。三重県からの感染症発生時、県民の方々に必要な支援が受けやすくなるため、少なくとも1か月間はブロックしないようにしてください。

お知らせイメージ

新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたの登録施設を利用していた場合、下記窓口までご連絡ください。

●●●●●●●●

施設、イベント名 等

私たちは、業界団体のガイドライン等<sup>※1</sup>に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

※1 三重県が提供している施設名、住所、電話番号等を掲載することはありません。  
※2 QRコードは株式会社アンソーウェアの登録商標です。  
※3 三重県が提供する企業等の施設名は「三重県」ではなく、「三重県施設」等に結び付けられている施設名を掲載するためのマニュアル等 (登録施設ガイドライン等) が存在しない場合があります。  
※4 「あしん+みえる」のロゴマークは三重県健康推進センターが所有する知的財産権です。

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます)

19